平成25年8月2日

各　位

会　社　名　株式会社　七十七銀行
代表者名　取締役頭取　氏家　照彦
（コード番号 8341 東証第一部・札証）
問合せ先　総合企画部長　小野寺　芳一
（TEL 022-267-1111）

平成25年3月期における経営強化計画の履行状況について

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成25年3月期における経営強化計画の履行状況をとりまとめましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、別添「経営強化計画の履行状況報告書」をご参照ください。

以　上

経 営 強 化 計 画 の 履 行 状 況 報 告 書

平成 25 年 6 月

七十七銀行

目　次

１．平成 25 年 3 月期決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（１）経営環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（２）宮城県の復興動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（３）決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・　5
（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況・・・・・・・・・・　5
Ａ．中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況・・・・・　5
Ｂ．担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（２）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
Ａ．被災者への信用供与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
Ｂ．被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況・・・　４３
Ａ．創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況・・・・　４３
Ｂ．経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
Ｃ．早期の事業再生に資する方策の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
Ｄ．事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況・・・・・・・・・　４５

３．剰余金の処分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

４．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策・・・・・・・・・・・　４６
（１）経営管理にかかる体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６
（２）各種リスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

１．平成 25 年 3 月期決算の概要

（１）経営環境

国内の景気は、海外経済の減速などを背景に、弱い動きを続けていたものの、期末にかけて経済対策の効果等により生産や輸出が下げ止まるなど、緩やかな持ち直しの動きがみられるようになりました。

今後については、海外経済の下振れリスク等が懸念されるものの、デフレ脱却に向けた経済政策や輸出環境の改善等により持ち直しに向かうものと見込まれております。

一方、当行の主要な営業基盤である宮城県の景気は、震災復旧事業の増勢等に伴い、経済活動は総じて高水準で推移しましたが、生産が横ばい圏内の動きとなりましたほか、個人消費の一部に弱めの動きがみられるなど、回復のテンポは鈍化しました。

今後については、住環境の整備や基幹産業の復旧・再生に向けた動きが具体的に始まりつつあるものの、震災で甚大な被害を受けた地域では、人員や人材の不足による復旧工事の遅れのほか、まちづくりにかかる住民の合意形成の長期化など、地域の経済基盤・社会インフラの再生に向けて多くの課題を抱えており、厳しい状況が続くものと考えられます。

このように当行の主要な営業基盤である宮城県が厳しい状況にあるなか、金融機関は、お客さまのおかれている状況に応じたお借入れ条件の変更や資金の供給に取り組むなど、円滑な金融仲介機能を発揮することが求められております。さらに、地域金融機関は、地域密着という特性を活かし、中長期的な視点から、個々のお客さまが抱えている経営課題などに真摯に向き合い、真の経営改善につながる支援によるコンサルティング機能を発揮するなど、地域経済・社会の発展に貢献する必要があります。そのなかで、特に、当行は、地域と共にある金融機関として、震災で甚大な被害を受けた地域の復興・発展に向け、金融面から力強い支援を行っていく必要があります。

こうした経営環境のもと、当行では、活力に満ち、豊かで優しさにあふれる宮城、東北を取り戻すために、「金融仲介機能の発揮」、「地域の復興と更なる発展への貢献」、「防災・安全、環境配慮型社会への対応」を柱とする復興支援方針を策定（平成 23 年 12 月公表）しておりますほか、地域と共に持続的成長を遂げるため、震災復興と地域経済の活性化に向けた金融仲介機能を発揮するとともに、融資・コンサルティング力の強化等に取り組む、中期経営計画「『未来への力（ＰＯＷＥＲ）』～再生と進化の 36 カ月～」を策定（平成 24 年 4 月公表）しております。

当行は、これら復興支援方針や中期経営計画をはじめ、金融機能強化法の震災特例を活用した劣後ローンの導入に際し策定（平成 23 年 12 月公表）した経営強化計画に基づき、引続き、力強い金融仲介機能を発揮し、金融面から地域の震災復興支援と経済の活性化の推進に向け、全力で取り組んでまいる所存であります。

（２）宮城県の復興動向

Ａ．復興の進捗状況

震災から２年３カ月となりますが、以下の図に記載のとおり、宮城県の復興の進捗状況は、道路などのインフラ関連では一定の進捗がみられる一方、防災集団移転促進事業や災害公営住宅など生活面での進捗が低位にとどまっております。また、当行が平成 24 年 6 月～7 月に実施した「県内企業動向調査」において、7 割を超える企業が「被災土地の復旧・整備計画の早急な実施」を今後の課題として上げており、土地の嵩上げや土地区画整理事業の進展が求められております。

Ｂ．資金の供給

当行は、以下の図に記載のとおり、震災直後から融資等による資金の供給を柔軟かつ積極的に行っており、地元金融機関や公的金融機関等においても、資金の供給は積極的に行われていると認識しております。

また、金融機関以外からの資金の供給も行われております。被災された複数の中小企業等グループの皆さまの施設・整備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」については、平成 25 年 3 月末時点で約 2,200 億円の補助金交付が決定されております。

さらに、被災地の復興を支援するため国が交付する「復興交付金」の宮城県内への交付可能額は、平成 25 年 3 月末時点で約 1 兆 880 億円となっております。その他、震災に伴い宮城県内で支払われた地震保険金は、約 5,600 億円となっております。

金融機関による資金の供給に加え、公的機関による各種補助事業や保険金・義援金等により、現在、宮城県内では円滑に資金が供給されているものと認識しております。

今後、防災集団移転促進事業などの復興事業が進展するなかで、お客さまの資金需要は本格化するものと見込まれます。

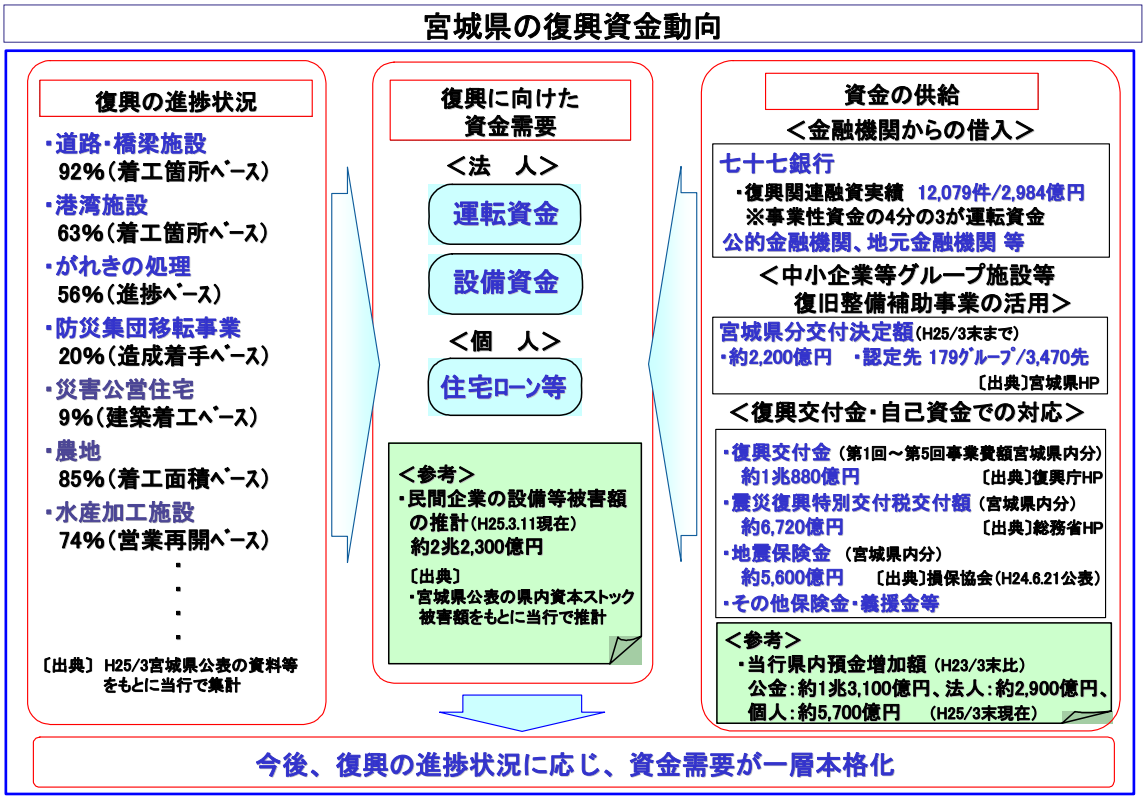

（3）決算の概要

A．預金（譲渡性預金を含む）

預金と譲渡性預金の合計額は、東日本大震災にかかる復興交付金の流入等により、平成24年3月末比8.0%、5,759億円増加し、7兆7,501億円となりました。

なお、当行では、預金が震災直後の平成23年3月末と比較して2兆1,000億円以上増加しておりますが、大半は復興交付金等の公金預金、保険金および義援金であります。公金預金については、インフラ整備が未だ途上であることから滞留している状況にあり、復興事業の本格化により徐々に流出していくものと認識しております。また、保険金や義援金につきましても、生活の再建や事業等の設備の復旧資金として、今後少しずつ流出していくものと考えられます。

B．貸出金

貸出金は、震災からの復興にかかる資金ニーズに積極的に応需し、地元中堅・中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めましたほか、大企業等向け貸出の増加もあり、平成24年3月末比3.3%、1,217億円増加し、3兆7,708億円となりました。

C．有価証券残高

有価証券残高は、預金が大幅に増加したことなどに伴い、国債を中心に運用額が増加したことから、平成24年3月末比19.4%、5,535億円増加し、3兆4,029億円となりました。

【資産・負債の状況】　（単位：億円）

	25/3期 実績	24/9期比	24/3期比	24/9期 実績	24/3期 実績
資産	82,337	9,628	6,442	72,709	75,895
うち貸出金	37,708	888	1,217	36,820	36,491
うち中小企業向け貸出	12,637	564	416	12,073	12,221
うち有価証券	34,029	3,033	5,535	30,996	28,494
負債	78,784	9,108	5,969	69,676	72,815
うち預金・譲渡性預金	77,501	8,872	5,759	68,629	71,742
うち社債・借用金	204	0	2	204	202
純資産	3,553	520	473	3,033	3,080

D．損益

貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少したことなどから、経常収益は平成24年3月末比▲0.8%、8億9百万円減収の983億46百万円となりました。

経費削減への取組み等により、経費が減少したものの、資金運用収益の減少により資金利益が減益となったことなどから、コア業務純益は平成24年3月末比▲8.3%、22億37百万円減益の247億9百万円となりました。

有価証券の減損処理額が増加したものの、与信関係費用が減少したことなどから、経常利益は平成24年3月末比24.3%、40億38百万円増益の205億98百万円となりました。また、当期純利益は平成24年3月末比14.7%、15億64百万円増益の121億61百万円となりました。

Ｅ．自己資本比率

自己資本額は増加したものの、貸出金の増加等に伴いリスクアセットが増加したことから、自己資本比率[国内基準]は平成 24 年 3 月末比 0.11 ポイント低下し、12.22%となりました。

Ｆ．金融再生法開示債権等

要管理債権以下の合計残高は、平成 24 年 3 月末比 302 億円減少の 1,440 億円となりました。この結果、金融再生法基準による不良債権（要管理債権以下）比率は、平成 24 年 3 月末比 0.94 ポイント低下し、3.77%となりました。

Ｇ．与信関係費用

与信関係費用は、お取引先の債務者区分ランクアップの増加等により、貸倒引当金が取崩超過となり、平成 24 年 3 月末比 102 億円減少の▲14 億円となりました。

【損益の状況】　（単位：百万円）

	25/3 期 実　績	25/3 期 見通し比	24/3 期比	25/3 期 見通し	24/3 期 実　績
業務粗利益	76,960	▲5,040	▲5,075	82,000	82,035
資金利益	68,489	▲2,611	▲4,027	71,100	72,516
役務取引等利益	9,795	595	245	9,200	9,550
国債等債券損益	▲1,543	▲3,043	▲1,471	1,500	▲72
経　費	53,795	▲3,005	▲1,366	56,800	55,161
コア業務純益	24,709	1,109	▲2,237	23,600	26,946
一般貸倒引当金繰入額	－	－	▲2,481	－	2,481
業務純益	23,165	▲2,035	▲1,227	25,200	24,392
臨時損益	▲2,543	2,857	5,257	▲5,400	▲7,800
不良債権処理額	982	▲5,018	▲5,437	6,000	6,419
株式等関係損益	▲3,905	▲4,405	▲3,961	500	56
経常利益	20,598	898	4,038	19,700	16,560
特別損益	▲787	▲587	▲10,615	▲200	9,828
当期純利益	12,161	1,461	1,564	10,700	10,597
利益剰余金	265,713	2,013	9,541	263,700	256,172

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

（１）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

Ａ．中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

ａ．中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

①営業体制等

当行の店舗は沿岸部を中心に震災により甚大な被害を受け、震災発生から１カ月後の平成 23 年 4 月 11 日時点で元の位置で営業できない店舗は 21 カ店ありましたが、被災した店舗の復旧に最優先で取り組んだ結果、平成 25 年 5 月末現在、元位置で営業を再開した店舗が 13 カ店、元位置近隣への店舗設置により営業を再開した店舗が 6 カ店となっており、元位置近隣の店舗に同居する店舗内店舗の形態で営業している店舗は２カ店となっております。

【元位置近隣の場所で営業している店舗】　（平成 25 年 5 月末現在）

支店名	移転場所
湊　支　店	石巻支店内（店舗内店舗）
渡 波 支 店	イオンスーパーセンター石巻東店敷地内
鮎 川 支 店	石巻市牡鹿総合支所内
女 川 支 店	宮城県女川高等学校敷地内
志津川支店	志津川商工団地内
気仙沼支店	旧気仙沼商工会議所内
内 脇 支 店	気仙沼市田中前
閖 上 支 店	杜せきのした支店内（店舗内店舗）

平成 24 年 12 月には、津波によって甚大な被害を受け、気仙沼支店の店舗内店舗として営業していた内脇支店（気仙沼市）について、お客さまの利便性向上のため、元の位置により近い気仙沼市田中前に店舗を新築し、独立した店舗として営業を再開しました。

また、平成 25 年 5 月には、同じく津波によって甚大な被害を受け、増田支店（名取市）の店舗内店舗として営業していた閖上支店について、地域の復興計画の進捗状況を踏まえ、元の位置により近い「杜せきのした支店」（名取市）の店舗内店舗として移転しました。なお、閖上支店の移転に際し、営業スペース確保のため「杜せきのした支店」の店舗を増築しております。

その他、元の位置で営業している店舗についても、震災の影響を踏まえた対応を行っており、平成 24 年 10 月には、防災集団移転促進事業の新市街地として整備が始まるなど、震災の影響でご利用されるお客さまが増加している蛇田支店（石巻市）について、石巻エリアのエリア店（主に個人向け店舗）から一般のフルバンキング店舗に変更するとともに、行員２名を増員し、復興支援に向けたよりきめ細やかな対応を行う体制を整えております。

ＡＴＭについては、震災の影響により、一部の店舗外ＣＳコーナーで営業を休止しておりますが、お客さまの利便性向上のため、震災以降、平成 25 年 5 月末迄に、被災地域を中心に新たに 16 カ所の店舗外ＣＳコーナーを開設しているほか、営業時間の拡大や設置台数を増設するなどの対応を行っております。

店舗・ＡＴＭにかかる対応以外の取組みとしては、被災されたお客さまのご融資に関するご相談に迅速かつ柔軟に取り組むため、平成 23 年 4 月 1 日より「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」を全店に設置するなど体制を拡充しております。なお、休日相談窓口とフリーダイヤルについては、防災集団移転促進事業の本格化を控え相談の増加が予想されることなどから、平成 25 年 3 月末としていた設置期間を平成 25 年 9 月末まで延長しております。

②震災復興委員会の動き

震災による甚大な被害状況を踏まえ、金融インフラ、お客さまとのお取引の早期正常化に取り組むとともに、金融仲介機能の更なる向上に向けた取組みを推進し、地域社会・経済の復興、発展に貢献するため、平成 23 年 5 月、本部に頭取を委員長とする「震災復興委員会」を設置しております。

平成 25 年 5 月末迄に計 26 回開催した「震災復興委員会」では、震災による影響等の把握、被災店舗の対応および復興支援にかかる施策等の審議やその実施状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っております。

③審査部による出張審査の実施

当行では、融資のご相談・お申込みに迅速かつ円滑に対応するため、審査部の行員が営業店を訪問し案件審査等を行う「出張審査」を行っております。震災後は、出張審査の専担者を増員するとともに、従来の短時間の訪問では対応が難しい案件への取組みを強化するため、津波による甚大な被害を受けた地域を中心に、数日間営業店に駐在し集中的に案件審査やお取引先の事業再生に関する営業店指導等を行う「駐在型審査」を開始するなど、出張審査の体制を強化しております。

震災後、平成 25 年 5 月末迄の出張審査の訪問店数は延べ 1,851 カ店、駐在型審査の実施日数は延べ 121 日となっております。

震災の影響等により、高度な専門知識を必要とする貸出案件が増加する中で、資金をスピーディーに供給するためにも、引続き出張審査を実施してまいります。

【出張審査訪問店数】　（単位：カ店）

		24年3月迄累　計	24年度上半期	24年度下半期	25年4月～5月	累　計
津波の被害が甚大であった地域	塩釜地域	60	36	27	15	138
	石巻地域	147	52	35	13	247
	気仙沼地域	65	23	17	6	111
	岩沼地域	59	48	30	7	144
	福島県浜通り地域	28	17	14	8	67
小　計		359	176	123	49	707
上記以外地域		387	299	347	111	1,144
合　計		746	475	470	160	1,851

④事業再生・経営改善支援の強化

ア．企業支援室の体制強化による事業再生支援先に対する支援

当行では、審査部に企業支援室を設置し、事業再生支援と経営改善支援を行っておりますが、震災で被災したお取引先の事業再生や経営改善に向けた取組みを強力に後押しするため、企業支援室の体制を強化しております。

具体的には、企業支援室の人員を順次増員しており、震災前の 5 名体制から平成 25 年 5 月末時点では 14 名体制としております。また、高度な事業再生のノウハウを有する外部専門機関との顧問契約により、平成 25 年 4 月から外部コンサルタント 3 名が審査部に常駐しており、当行が行う事業再生支援に対して指導・助言を受けております。

このような体制の下、企業支援室では、お取引先の中から「事業再生支援先」を選定し、再生支援に直接関与しております。

平成 24 年度下半期は、前期に引続き、震災により被害を受けた沿岸部のお取引先を中心に、新たに 41 先を事業再生支援先として選定し、計 80 先のお取引先の再生支援に取り組みました。その結果、22 先のお取引先の業況や財務体質が改善（うち 6 先がランクアップ（自己査定における債務者区分の上方遷移））し、再生支援策実施済先となりました。

平成 25 年度上半期は、津波による被害が大きかった沿岸部のお取引先を中心に、32 先を新たな事業再生支援先として選定するとともに、平成 24 年度に再生支援策実施済先として認定したものの、その後の経営環境の変化により更なる再生支援策の実施が必要となった 4 先を再選定し、計 80 先のお取引先の再生支援に取り組んでおります。平成 25 年 5 月末迄に 5 先のお取引先について、経営改善計画の策定や計画への合意にかかる他の金融機関との調整などの支援を実施しました。その結果、1 先のお取引先がランクアップに至っております。

【事業再生支援先の選定先数】　（単位：先）

	22 年度下半期	23 年度上半期	23 年度下半期	24 年度上半期	24 年度下半期	25 年度上半期
事業再生支援先数 （追加先）	17 (0)	35 (19)	37 (2)	39 (11)	80 (41)	80 (32)
再生支援策実施済先数	1	0	9	13	22	5(注１)
ランクアップ（自己査定における債務者区分の上方遷移）先数	1	0	4	5	6	1(注１)

注１．平成 25 年 5 月末迄
注２．事業再生支援先の選定解除は年度毎に実施

【事業再生支援先にかかる主なランクアップの事例】

	業 種	再生支援内容
24 年度下半期	水産加工業	当社は、メカブの販売量で国内有数のシェアを有する宮城県沿岸部の水産加工業者であり、地域の雇用と経済を支える役割を担っていたが、震災により工場と倉庫が被災し操業停止となった。当行は、東日本大震災事業者再生支援機構に対して事業再生支援を要請し、機構関与の下で債権買取りを含めた事業計画を策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。
	旅館業	当社は、宮城県内の老舗温泉旅館であるが、社員旅行の減少などにより業況悪化が長期化していた。当行は、中小企業再生支援協議会の活用により経営改善計画の策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。
	運送業	当社は、宮城県内の貨物運送業者であるが、震災により沿岸部にあった事業所と車両が被災した。当行は、東日本大震災事業者再生支援機構に対して事業再生支援を要請し、機構関与の下で債権買取りを含めた事業計画を策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。
25 年度上半期	水産加工業	当社は、ワカメやメカブ等を加工する宮城県沿岸部の水産加工業者であるが、震災により本社工場が被災し操業停止となった。当行は、東日本大震災事業者再生支援機構に対して事業再生支援を要請し、機構関与の下で債権買取りを含めた事業計画を策定、協調融資行の同意を得てランクアップに至った。

イ．営業店における経営改善支援

営業店では、債務者区分のランクアップへの取組みを強化するため、お取引先毎に経営改善支援の必要性について分析・抽出したうえで、財務内容や収益性の課題解決に向けた方向性を提示すること等により、経営改善支援を実施しております。

具体的には、経営者に事業継続の意思があり、当行からの指導・助言による経営改善支援を必要としている取引先を「経営改善支援先」として抽出した上で、お取引先との十分な協議による経営改善計画の策定や、外部専門家等との連携による支援を行っております。

なお、震災の影響等を踏まえ、平成 24 年 4 月から債務者区分のランクアップを視野に入れた取組みを実施するお取引先の対象を拡げるとともに、経営改善支援にかかる本部の関与を強化するため、企業支援室による「経営改善支援先」の定期的なモニタリングを開始しております。

平成 24 年度は、企業支援室より再生支援を行う「事業再生支援先」および「経営改善支援先」として 1,964 先を抽出し、各種経営改善支援を実施しました。この内、337 先に対して経営改善計画を策定しており、これらの取組みの結果、299 先のお取引先が、債務者区分のランクアップに至っております。

ウ.「経営革新等支援機関」の認定取得

平成 24 年 11 月、当行は「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく、「経営革新等支援機関」に認定されました。

当行では、従来からお取引先の事業再生や経営改善の支援等に積極的に取り組んでおりますが、経営革新等支援機関としての新たな支援手段が加わったことで、より一層のコンサルティング機能と金融仲介機能を発揮する態勢を整えております。

なお、当行は支援機関の認定を受けたことに伴い、平成 24 年 11 月に信用保証協会による新たな信用保証制度である「経営力強化保証制度」の取扱いを開始したほか、平成 25 年 1 月には、宮城県による制度融資「宮城県中小企業経営安定資金『経営力強化サポート資金』」の取扱いを開始しております。「経営力強化保証制度」を活用した貸出の平成 25 年 5 月末迄の実績は、3 件、165 百万円となっております。

〔経営革新等支援機関認定の効果〕

・認定機関（当行）の支援を受けた中小企業のお客さまが、信用保証協会が新たに創設した「経営力強化保証制度」をご利用いただけます。

・認定機関（当行）は、技術、知財管理、海外展開等の分野において、メーカーや商社等の企業実務経験者等の専門家の派遣を中小企業基盤整備機構から受けることが可能になります。

・中小企業のお客さまは、認定機関（当行）による起業等のための事業計画の策定支援を受けることができるほか、貸出条件変更等の金融支援を要する場合は、経営改善計画の策定支援を受けることができます。

⑤復興支援融資商品の取扱い

当行では、被災されたお客さまがより便利に資金を調達できるよう、復興支援融資商品の充実に努めております。

ア. 七十七東日本大震災復興支援ローン

震災直後の平成 23 年 3 月 16 日より、特別金利による「七十七災害対策ローン」の取扱いを開始しましたほか、平成 23 年 4 月 25 日には、お客さまの早期復旧・復興を一層支援するため、「七十七災害対策ローン」の返済期間や金利の見直し等を行い、商品内容を拡充した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

平成 24 年 4 月には、津波被害が甚大であった沿岸地域を中心に、建物等被害の復旧に向けた設備資金需要の本格化を見据え、事業者向け融資における「有担保ロ」の新設や、農業者向け融資における宮城県農業信用基金協会の保証付融資「農信基ロ」の新設などにより、「七十七東日本大震災復興支援ローン」の商品内容を拡充しております。

なお、被災されたお客さまの復興支援を継続するため、平成 25 年 3 月末としていた取扱期限を平成 26 年 3 月末まで延長しております。

【七十七東日本大震災復興支援ローン（事業性)】　　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年度下半期		25年4月～5月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業者向け合計	167	1,591	50	490	47	771	19	284	283	3,136
農業者向け合計	14	52	4	26	2	6	2	5	22	89
合　計	181	1,643	54	516	49	777	21	289	305	3,225

【七十七東日本大震災復興支援ローン・七十七災害対策ローン(消費性)】(単位：件、百万円)

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年度下半期		25年4月～5月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保住宅	256	750	79	211	50	146	14	29	399	1,136
無担保住宅以外	1,436	2,264	318	511	346	529	144	179	2,244	3,483
合　計	1,692	3,014	397	722	396	675	158	208	2,643	4,619

注．無担保住宅以外：マイカー、教育、生活支援の合計

イ．提携スクラム融資

当行では、震災で被災した先を含む中小企業のお客さまへの円滑な資金供給および経営支援を図るため、平成24年12月から、宮城県信用保証協会との連携を強化した融資商品「提携スクラム保証」の取扱いを開始しております。

具体的には、ご融資限度額3億円のうち、最大60%まで宮城県信用保証協会の保証付貸出をご利用いただけるものであり、比較的大口の資金需要にも対応することができる融資商品として、お客さまに対し本商品の活用提案を行っております。

その他、保証協会保証付の震災関連制度融資や、被災者の方向けの住宅ローン等の消費性貸出金につきましても、震災発生直後からこれまでの間、多数ご利用いただいております。震災後、平成25年5月末迄に、保証協会保証付の震災関連制度融資の実績は4,617件、1,013億円、被災者の方向けの住宅ローンの実績は4,184件、803億円となっております。

⑥本部渉外人員の増員によるコンサルティング機能の強化

ア．営業支援部隊の活動

当行では、東日本大震災からの復興や発展に向けた取組みを強化するため、平成23年5月以降、営業店と連携し取引先の復興ニーズや各種ソリューションニーズに対応する支援活動を行う「営業支援部隊」を、営業支援部に設置しております。営業支援部隊は、資金調達・資金運用の提案にとどまらず、各種ビジネスマッチングや復興特区税制等、お客さまの復興に役立つ情報、事業の効率化や事業承継・相続対策に役立つ情報等、様々なニーズを想定し、お客さまの立場に立ったソリューションの提供を行っております。営業支援部隊の設置以降、平成25年5月末迄の訪問先数は、延べ8,847先、うち法人渉外担当者によるソリューション提案先数は、延べ2,800先となっております。

なお、平成24年4月から、活動対象となる全営業店を半期毎に訪問する運動を展開しており、お客さまと接する機会の一層の増加に努めております。

イ．地域振興部による地域の復興支援

地域振興部では、お客さまが各種補助事業を申請する際のサポートや、地域の復興計画等に関する情報提供等を行っております。また、被災地の自治体において、震災復興事業の計画策定等にかかる検討委員会や産学官ワーキング等が多数設置されておりますが、平成 24 年 3 月に地域振興部の人員を 1 名増員し、営業店と連携を強化のうえ積極的に参加しております。震災後、平成 25 年 5 月末迄の被災企業や進出企業、各自治体等との復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ 968 件となっております。

ウ．アジアビジネス支援の強化

平成 23 年 3 月に新設したアジアビジネス支援室では、震災の影響等から海外との取引機会の拡大等を検討しているお客さまに対する支援や、既に海外に進出しているお取引先の資金調達支援等のニーズに積極的に対応しております。平成 24 年度の海外ビジネスに係わるお取引先支援件数は、390 件となっております。

b．信用供与の実施状況を検証するための体制

「震災復興委員会」およびその下部組織の「震災復興検討部会」では、震災関連の貸出状況の把握、震災復興に資する各種施策の審議やその実施状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っております。平成 25 年 5 月末迄に、「震災復興委員会」は計 26 回、「震災復興検討部会」は計 27 回開催しております。

なお、「震災復興委員会」の審議事項および各種施策の対応状況については、取締役および監査役、本部部長が出席する「役員部長連絡会」で、計 7 回（平成 25 年 5 月末現在）報告され、経営陣による情報の共有化が図られております。

また、「役員部長連絡会」において、「新規・貸増・見込案件」および「倒産等に伴う破綻懸念先以下債権の発生状況」が毎月報告されており、貸出案件の進捗状況や当行全体の債権管理の状況を把握しております。

さらに、「金融円滑化推進委員会」において、被災地をはじめとする金融仲介機能の発揮を通じた金融円滑化の取組状況等について情報の共有化を図るとともに、金融円滑化推進管理の態勢整備等を図っております。

なお、「金融円滑化推進委員会」は、震災後、平成 25 年 5 月末迄に計 36 回開催されております。金融円滑化推進管理の状況については、「取締役会」において、震災後、平成 25 年 5 月末迄に計 7 回報告されておりますほか、内部監査において、金融円滑化推進管理にかかる態勢整備の検証を行っております。

このほか、お客さまからの様々な苦情・要望・意見等を承るご相談窓口やフリーダイヤルを活用し、お客さまの声を金融仲介機能の発揮に役立てております。

なお、平成 25 年 3 月末に中小企業金融円滑化法の期限が到来しておりますが、期限到来後も、当行における金融円滑化推進管理にかかる対応に何ら変わりがなく、震災の影響等を勘案し、事業性貸出金のお取引がある全先（約 16 千先）に対してダイレクトメールを発送し、当行の方針について周知を図っております。

Ｂ．担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

ａ．ＡＢＬ（動産担保融資）の推進

震災により多くのお客さまの資本ストックが毀損している中、お客さまの商品在庫や売掛債権などの流動性の高い収益事業資産の価値に着目したＡＢＬは、過度に担保・保証に頼らずとも資金調達が可能であり、震災復興資金の供給に極めて有効な手段であることから、当行ではＡＢＬに積極的に取り組んでおります。

震災以降、平成 25 年 5 月末迄のＡＢＬの実行実績は、40 件、75 億円となっております。

【ＡＢＬ】　（単位：件、百万円）

	震災以降 24 年 3 月迄		24 年度 上半期		24 年度 下半期		25 年 4 月～5 月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ＡＢＬ実行実績	17	3,573	7	551	13	2,160	3	1,206	40	7,490
（内、震災関連）	5	1,010	3	206	6	1,838	2	206	16	3,260

・　当行では、動産担保の実態を把握する目利き力の強化を目的として、特定非営利活動法人日本動産鑑定等が創設した「動産評価アドバイザー」の資格取得に取り組んでおり、平成 25 年 5 月末現在、金融機関で最多となる 11 名の行員が資格を取得しております。

・　平成 24 年 4 月に、宮城県信用保証協会のＡＢＬ保証制度において譲渡担保とする棚卸資産の評価掛目について、業務提携先であるトゥルーバグループホールディングス株式会社による動産評価を活用した場合、評価掛目の引上げ運用を可能にするなど、ＡＢＬの一層の推進に向けた対応を行っており、平成 24 年 10 月には、当行で初となる評価掛目を引き上げたＡＢＬを、機械工具製品を担保の対象として実行しております。

・　ＡＢＬでは、在庫などの動産のほかに、売掛債権や工事請負代金債権等の電子記録債権も担保の対象になることから、当行ではその活用にも取り組んでおりますほか、お取引先への情報提供にも努めております。なお、手形に代わる新たな決済手段として「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」による電子記録債権の取扱が平成 25 年 2 月から開始されており、当行でも、セミナーの開催やお客さまへの訪問活動を通じて、サービスの周知と利用提案に取り組んでおります。



＜ＡＢＬ実績の事例＞ クローラクレーン



＜ＡＢＬ実績の事例＞ アルミスクラップ

【ＡＢＬ実行状況／平成 24 年度】　（単位：百万円）

業　種	実行月	担　保	震災関連	金　額
衣料品販売	平成 24 年　5 月	衣料品		25
建設機械リース	平成 24 年　6 月	建設機械		120
宗教法人	平成 24 年　7 月	金銭支払請求権	○	130
食料品製造	平成 24 年　9 月	味噌・醤油	○	30
機械器具卸	平成 24 年　9 月	一般売掛債権		50
建設業	平成 24 年　9 月	油圧ショベル・大割機	○	46
衣料品販売	平成 24 年　9 月	衣料品		150
金属製品製造	平成 24 年 10 月	電子手形債権		70
機械工具製造	平成 24 年 10 月	機械工具製品		110
金型部品製造	平成 24 年 10 月	工作機械		20
金属スクラップ等卸	平成 24 年 10 月	太陽光発電設備		50
病院・介護施設	平成 24 年 11 月	診療報酬債権･介護報酬債権	○	200
建機リース	平成 25 年　2 月	クローラクレーン	○	115
介護施設	平成 25 年　3 月	介護報酬債権		50
金属スクラップ卸	平成 25 年　3 月	アルミスクラップ		20
建設資材卸	平成 25 年　3 月	一般売掛債権	○	15
リネンサプライ	平成 25 年　3 月	一般売掛債権		2
日本酒醸造・食品卸	平成 25 年　3 月	日本酒・食料品	○	20
太陽光発電事業	平成 25 年　3 月	太陽光発電設備	○	1,475
建設業	平成 25 年　3 月	太陽光発電設備	○	13
合　計（20 件）				2,711
うち震災関連（9 件）				2,044

【取組事例№.１】被災した医療法人に対するＡＢＬの活用

- 宮城県沿岸部で精神科病院と介護老人保健施設（100 床）を運営する医療法人Ａは、震災により介護老人保健施設が全壊しました。
- 当行では、震災直後から介護老人保健施設の移転用地を紹介するなど、当法人が復旧・復興する上で必要な各種情報の提供に取り組んでまいりました。
- 仮設施設で介護事業を再開するなど、復旧に向けた取組みの進展に伴い高まる運転資金のニーズに対し、当行では、当社が保有する診療報酬債権・介護報酬債権を担保として活用するＡＢＬを提案のうえ実行いたしました。
- 被災地の医療・介護を支える当法人に対し、当行は今後とも幅広いソリューションを提供してまいります。

ｂ．財務制限条項活用融資をはじめとするビジネスローンの推進

当行では、中小企業の皆さまに対する円滑な資金供給を行うため、無担保・固定金利の融資商品をはじめとする財務制限条項付貸出を行っております。平成 24 年度のご融資の実行実績は 117 件、57 億円となっております。

ｃ．７７復興私募債等の推進

当行では、お客さまの長期・固定金利での資金調達ニーズに対応するとともに、その発行が適債基準を充足した優良企業に限られ、お客さまの対外取引上のイメージアップにもつながる「銀行保証付私募債」や「県信保付私募債」の推進を図っております。

平成 24 年 3 月には、震災からの復旧・復興に取り組む企業を対象に、引受手数料を通常の銀行保証付私募債から 0.20％優遇し、0.05％とした「７７復興私募債」の取扱いを開始しております。

平成 24 年度の私募債の受託額は 18 件、16 億円となっており、うち７７復興私募債は 15 件、13 億円を受託しております。

【私募債】　（単位：件、百万円）

	23 年度		24 年度 上半期		24 年度 下半期		25 年 4 月～5 月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
私募債受託実績	13	1,530	9	980	9	650	3	250	34	3,410
（７７復興私募債）	(5)	(800)	(7)	(700)	(8)	(550)	(1)	(100)	(21)	(2,150)

【取組事例№.２】７７復興私募債の受託・引受による被災企業の資金ニーズへの対応

- 店舗建設・内装工事業者のＢ社は、震災により自社工場が全壊するなどの被害を受けましたが、復旧・復興に伴う工事の増加に対応できるよう、震災後すぐに設備の復旧に着手しました。
- 当行は、震災直後から定期的なコンタクトを重ね、災害関連制度融資等の各種情報提供に取り組んでまいりました。地域の復興が徐々に進展し、受注の増加に伴い運転資金ニーズが高まる中、当行は、震災からの復旧・復興に取り組む企業に対して引受手数料を優遇する「７７復興私募債」の利用を提案。対外取引上のイメージアップにもつながることから申込に至り 100 百万円を実行いたしました。
- Ｂ社は、調達した資金を活用し、店舗再建等の復旧・復興工事に積極的に取り組んでおります。

（２）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

Ａ．被災者への信用供与の状況

ａ．震災に係わる事業性貸出金の状況

当行では、震災からの復興を金融面から十分に支援するため、震災直後から、地域の事業者の皆さまに対するご融資を積極的に行っております。

震災に係わる事業性貸出金について、平成 24 年度は、復旧にかかる設備資金や中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業のつなぎ資金等を中心に、資金需要に対して迅速に対応しております。また、保証協会保証付の貸出については、宮城県や仙台市等の自治体により利子補給が実施されている制度融資等を、被災されたお客さまの負担軽減につながる融資商品として積極的に推進しております。

このような取組みの結果、平成 25 年 5 月末迄の震災関連の事業性貸出金の実績は、合計で 6,012 件、2,326 億円となっております。

【震災関連貸出の実行状況】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24 年度上半期		24 年度下半期		25 年 4 月～5 月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運転資金	3,578	108,891	489	27,212	468	24,009	122	6,610	4,657	166,722
設備資金	801	40,588	216	9,229	271	12,238	67	3,867	1,355	65,922
合　計	4,379	149,480	705	36,441	739	36,247	189	10,477	6,012	232,645

【取組事例№.３】生コン製造設備導入に対する融資の実行

- 宮城県沿岸部では、震災からの復旧・復興工事が本格化するなか、生コンの需要が急増し、供給不足が深刻化していました。
- 供給不足を解消するため、地元生コン製造会社や資材卸業者など 9 社 1 組合の共同出資により新設されたＣ社に対し、当行は、生コン製造設備導入に対する融資を実行しました。
- 導入した設備で製造された生コンは、現在、湾岸・護岸工事や防災集団移転促進事業にかかる造成などの復旧・復興工事に使用されております。

ｂ．震災に係わる住宅ローン等消費性貸出金の状況

当行では、震災により被害を受けた個人の方の生活再建に向けた取組みを支援するため、平成 23 年 4 月 1 日から、住宅ローンを新規に利用する被災者の方に対する特別金利の適用を開始しましたほか、平成 23 年 4 月 25 日には、既存のローン商品よりもお借入の条件を緩和（返済期間の長期化、金利の引下げ等）した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

また、住宅ローンについては、防災集団移転促進事業の移転対象者が、移転先で自治体から賃借した土地（借地）上に住宅を建築するための資金ニーズに対応する専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型)」の取扱いを、平成 25 年 2 月から開始しております。

さらに、震災後の建築資材不足等による住宅建築期間の長期化に対応するため、住宅ローンのお借入時から最長 1 年間元金の返済を据置きするサービスの取扱いを、平成 25 年 2 月から開始しております。

その他、住宅のリフォーム向け資金については、震災に伴う住宅リフォームのニーズに積極的に対応するため、平成 24 年 4 月に、「リフォームローン」の名称を「無担保住宅ローン（リフォーム口・借換口)」に変更するとともに、ご融資限度額や完済時の年齢制限を引き上げ、商品内容を拡充しましたほか、平成 24 年 12 月には、環境に配慮した省エネ住宅設備にかかるリフォーム等の資金ニーズに対して特別金利を適用する、無担保住宅ローン「エコ得（トク）セブン」の取扱いを開始しております。

このような取組みの結果、平成 25 年 5 月末迄の被災者の方向け住宅ローンの実績は 4,184 件、803 億円、無担保ローンは 2,643 件、46 億円となっております。

【被災者の方向け住宅ローン等の実行状況】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年度下半期		25年4月～5月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅ローン	1,370	25,619	1,054	19,735	1,347	26,511	413	8,393	4,184	80,258
無担保ローン(注)	1,692	3,014	397	722	396	675	158	208	2,643	4,619

注．七十七東日本大震災復興支援ローンおよび七十七災害対策ローンの消費性貸出金（リフォーム、マイカー、教育、生活支援等）

また、当行では、被災された方の生活再建支援の観点から、直接当行がご融資する住宅ローンのほかに、借入当初5年間を無利子とする住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の取扱いにも積極的に取り組んでおります。平成25年5月末迄の受理実績は、3,628件、619億円と全国における受理実績の約4割（全国1位）を占めております。

【住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の受理実績】　（単位：件、百万円）

	24年3月迄累計		24年度上半期		24年度下半期		25年4月～5月		累　計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害復興住宅融資	1,850	29,571	910	16,273	657	12,110	211	3,924	3,628	61,878

注．速報ベース。平成25年6月5日現在。

B．被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

a．東日本大震災後の被災地域における復興ニーズの把握と復興支援に向けた対応

東日本大震災は、当行の営業基盤である宮城県全域に被害をもたらしましたが、沿岸部・内陸部など立地条件や、直接被害・間接被害などの違いにより、お客さまからの金融機関に対するニーズも多岐にわたっております。当行は、復興支援にあたり、それらニーズの把握に努め、お客さま毎のニーズに対応するソリューションを提供しております。

①取引先訪問運動の実施およびコンタクト情報の本部・営業店における共有

当行では、平成19年より、営業店行員による「取引先訪問運動」を展開し、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要とされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供しております。

また、訪問時に入手したコンタクト情報につきましては、渉外支援・顧客管理システムへ速やかに登録しており、定型化した情報を体系的・一元的に管理するとともに、その情報を本部・営業店の全行員が共有し、本部・営業店のノウハウと融合させることにより、地域のお客さまに対するソリューションを提供し、金融仲介機能の発揮を図っております。

平成24年度下半期は10月からの4カ月間、また、平成25年度上半期は4月からの4カ月間「取引先訪問運動」を実施しており、平成23年4月から平成25年5月迄の訪問件数は、延べ915,206件となっております。

【訪問件数】　（単位：件）

	23年度 上半期	23年度 下半期	24年度 上半期	24年度 下半期	25年 4月～5月	累　計
訪問件数	115,973	207,260	220,120	267,784	104,069	915,206

②役付役員によるお客さま訪問

従来は定例的な訪問が中心であった役付役員によるお客さまへの訪問について、平成23年7月より、従来の枠組みに捉われず、震災関連の案件組成への対応などお客さまにとって有用なタイミングで訪問することを推進しております。平成24年度は、100カ店の営業店のお取引先、延べ795先への訪問を実施いたしました。

③本部の活用

営業店だけでは解決が難しい、専門性の高い踏み込んだニーズを持つお客さまに対しても、迅速・的確に対応できるよう、審査部による出張審査や営業支援部に設置した営業支援部隊による顧客訪問・相談の受付を実施しております。

出張審査の実施状況は6ページに、営業支援部隊の活動状況は10ページに記載しております。

b．復興のステージに合った金融仲介機能の発揮

①金融円滑化の推進

ア．貸出条件変更等への対応

当行では、震災の影響により事業の継続や融資の返済等に支障をきたしているお客さまを支援するため、お客さまの被災状況等に応じ、約定返済の一時停止や、貸出条件変更を実施しております。

約定弁済の一時停止につきましては、お取引先からのご依頼にもとづき期限等を定めることなく全面的に対応いたしました。お取引先の状況を十分に鑑み、復旧・復興の見通しや事業の状況等について十分な協議を行ったうえで、ご返済額の軽減等を含めた貸出条件変更や、個人版私的整理ガイドラインの活用等を行っております。

平成25年5月末現在、約定返済の一時停止は62先、貸出残高33億円、貸出条件変更契約の締結先数は2,970先となっております。

なお、当行では、住宅金融支援機構の災害特例による返済条件変更制度への対応を行っておりますが、当行の取扱いは承認ベースで1,496件となっており、全国受理件数の約3割（全国1位）を占めております。

【約定返済一時停止の実施状況】　（単位：先、百万円）

		23年3月	23年4月(ﾋﾟｰｸ)	23年9月	24年3月	24年9月	25年3月	25年5月
事業性貸出	先数	539	826	201	81	38	19	18
	残高	78,863	98,058	15,244	13,656	5,501	2,753	2,680
うち中小企業	先数	536	825	201	81	38	19	18
	残高	68,157	91,798	15,244	13,656	5,501	2,753	2,680
住宅ローン	先数	764	1,309	449	125	54	44	42
	残高	12,344	20,062	6,602	1,887	872	654	558
その他	先数	138	220	57	13	6	2	2
	残高	1,360	2,276	686	121	76	35	35
合　計	先数	1,441	2,355	707	219	98	65	62
	残高	92,569	120,396	22,533	15,664	6,449	3,442	3,273

注．約定返済一時停止先の残高は、対象先の総与信残高

【約定返済一時停止の解消事由】　（単位：先）

解消事由	事業性貸出		住宅ローン	
	先 数（注）	割 合	先 数（注）	割 合
完　済	86	11%	180	14%
約定返済再開	269	33%	658	51%
条件変更	459	56%	441	35%
合　計	814	100%	1,279	100%

注．23 年 4 月時点で一時停止していた先のうち、25 年 3 月末迄に一時停止を解消した先

【貸出条件変更契約の締結状況】　（単位：先、百万円）

		24 年 3 月迄 累　計	24 年度 上半期	24 年度 下半期	25 年 4 月～5 月	累　計
事業性貸出	先数	1,271	171	114	40	1,596
	残高	116,040	7,292	5,574	4,161	133,067
うち中小企業	先数	1,268	171	114	39	1,592
	残高	112,953	7,292	5,574	2,276	128,095
住宅ローン	先数	940	155	119	37	1,251
	残高	13,126	1,940	1,400	437	16,903
その他	先数	88	18	8	9	123
	残高	466	127	37	141	771
合　計	先数	2,299	344	241	86	2,970
	残高	129,632	9,359	7,011	4,739	150,741

注．貸出条件変更契約締結先の残高は、対象先の総与信残高

【貸出条件変更契約の締結状況（住宅金融支援機構）】　（単位：件）

	24 年 3 月迄 累　計	24 年度 上半期	24 年度 下半期	25 年 4 月～5 月	累　計
住宅金融支援機構利用者	1,145	210	111	30	1,496

注．住宅金融支援機構融資の災害特例による返済条件変更制度への対応は平成 23 年 5 月 16 日取扱開始。件数は平成 25 年 6 月 5 日現在、住宅金融支援機構東北支店の承認ベース。

イ．被災されたお客さまに対する弾力的な取扱い（特例措置）の継続と被災者向けの商品の活用

当行では、震災により被害を受けたお客さまの生活再建および復興支援を図る観点から、ご利用中のお借入に関するご相談に、柔軟に対応しております。

住宅ローンについては、借入金の元金返済据置や借入期限の延長、最長 2 年間の元利金返済据置等の特例措置を承っております。また、お支払いの一時停止期間中に発生した利息の返済については、当該利息の分割返済のお取扱いを行うなど柔軟な対応に努めております。引続き被害を受けた皆さまの生活再建を支援するため、上記住宅ローンにかかる特例措置の取扱期限については、平成 25 年 3 月末から平成 25 年 9 月末に延長しており、平成 25 年 5 月末迄の本取扱いの実績は 531 件となっております。

【住宅ローンの条件変更にかかる特例措置の実行状況】　（単位：件）

	23 年度 上半期	23 年度 下半期	24 年度 上半期	24 年度 下半期	25 年 4 月～5 月	累　計
住宅ローン	185	218	82	38	8	531

また、防災集団移転促進事業において、当行が抵当権を設定している土地を自治体が買い取ることになり、住宅ローンご利用のお客さまから抵当権の解除を求められた場合、住宅ローンが完済に至らなくても、土地の買取り代金全額を住宅ローンの返済に充当することにより、原則として抵当権の解除に応じることとする行内方針を定め、防災集団移転促進事業の円滑な実施に向けた対応を行っております。

被災者向けの商品については、「七十七東日本大震災復興支援ローン」のほか、防災集団移転促進事業の移転対象者専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の取扱いを平成25年2月から開始するなど、地域に対する信用供与を図っております。「七十七東日本大震災復興支援ローン」のお取扱いの実績は9～10ページに記載しております。

ウ．本部による支援の強化

当行では、実際にお客さまと接する営業店窓口の相談受付態勢の維持・強化を図るため、審査部が営業店を訪問して行員等へ指導を行うなど、本部による金融円滑化にかかる営業店支援を強化しております。

具体的には、お取引先に対する事業再生・経営改善計画策定等の支援に関する指導・助言や、被災されたお客さまからの相談に対する真摯かつ柔軟な対応等について指導を実施しております。

震災後、平成25年5月末迄の本部による営業店支援・指導実績（対象）は、335カ店、549名となっております。

【出張審査や案件審査担当者を中心とした営業店モニタリング等による、金融円滑化にかかる営業店支援・指導の実施状況】　（単位：カ店、人）

	23年度 上半期	23年度 下半期	24年度 上半期	24年度 下半期	25年 4月～5月	累　計
臨店数	91	74	72	83	15	335
面談（指導）行員数	110	135	159	113	32	549

エ．相談会等への行員派遣の継続

東北財務局や宮城県では、震災による被害が大きかった地域において、金融円滑化に関するご相談への対応や各種制度融資のご案内等、金融面での支援を行うための相談会を開催しております。

平成24年11月以降、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会や仙台弁護士会等とともに、宮城県と福島県の各沿岸部で「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催しており、平成25年5月末迄に延べ51名の行員を派遣いたしました。

被災地域のニーズに対応するため、同様の取組みには引続き積極的に参加してまいります。

②二重債務問題の解決に向けた適切な対応と事業再生支援の強化

ア．企業支援室の体制強化等による事業再生支援の実施

当行では、今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取組みを支援するため、人員の増員等による企業支援室の体制強化を継続しております。企業支援室における事業再生支援の実施状況等については、7～8 ページに記載しております。

また、営業店においても、事業再生・経営改善支援に継続的に取り組んでおりますが、実施状況等については、8 ページに記載しております。

イ．外部機関の活用による再生支援の実施

・中小企業再生支援協議会等の活用

当行では、従来、企業再生の強化策として宮城県中小企業再生支援協議会との人材派遣を含めた連携の強化を図ってまいりましたが、東日本大震災により被災した企業の再生に向けた支援についても同協議会等の公的支援機関を活用しております。

また、研修会等を通じて、中小企業再生支援協議会の活用に向けた取組みを徹底しておりますほか、平成 25 年 4 月には、中小企業再生支援全国本部から講師を招き、営業店長を対象に同協議会の活用方法等に関する研修会を開催しております。

このような取組みの結果、震災後、平成 25 年 5 月末迄に、16 先のお取引先の事業再生について同協議会の支援を受け、事業再生計画の策定（うち再策定 8 先）を行っております。

また、平成 25 年 5 月末現在、18 先のお取引先について、同協議会の支援を受けながら経営改善計画の策定に向けた具体的な準備を進めております。

なお、同協議会の活用のほか、被災地の復興を積極的に支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構（旧名称：株式会社企業再生支援機構）の活用も行っております。

・外部コンサルタント・外部専門家との連携

当行は、経営コンサルタントや公認会計士等の外部専門家と連携し、専門的な知見を活用した経営改善計画の策定支援、デューデリジェンスおよび計画の履行段階における助言等を通じ、お取引先の経営改善、事業再生支援を実施しております。

震災以降、被災したお取引先を中心とした案件の高度化・多様化に対応するため、外部専門家との連携をより一層強化しており、新たに 1 先と顧問契約を、13 先と秘密保持契約を締結した結果、平成 25 年 5 月末現在、公的支援機関を含む計 29 先の外部専門家等と連携しております。

また、平成 25 年 4 月からは、高度な事業再生のノウハウを有する外部コンサルタント 3 名が審査部に常駐しており、当行が行う事業再生支援に対して指導・助言を受けております。

外部専門家等との連携を活用した経営改善計画策定支援実績は、震災後、平成 25 年 5 月末迄で、52 先となっております。

ウ．信用保証協会および他の金融機関と連携した再生支援の実施

当行は、お客さまの事業再生や経営改善の支援等、復興に係わる支援策を確実に実施していくため、経営改善計画や貸出条件変更対応への合意等、宮城県信用保証協会および他の金融機関との連絡・調整に積極的に取り組んでおります。

震災後、平成 25 年 5 月末迄に、43 先のお取引先について、他機関と連携しながら経営改善計画の策定や貸出条件変更等の再生支援に取り組んでおります。

【取組事例№.４】地域産業を支える造船会社に対する事業再生支援

- Ｄ社は、創業 90 年を超える地元有数の造船会社として、多数の地元企業と取引関係を持ち、地域の雇用と経済を支える役割を担っていましたが、津波により生産設備に甚大な被害を受け、約 1 年間の操業停止を余儀なくされました。
- 当行は、Ｄ社が再生を果たすためには多額の費用を投じて生産設備を復旧する必要があること、多数の取引金融機関の調整を図る必要があることから、企業再生支援機構（平成 25 年 3 月、地域経済活性化支援機構に商号変更）に対し、Ｄ社と連名により支援を要請しました。
- 平成 24 年 2 月、企業再生支援機構は、Ｄ社・当行とともに策定した事業再生計画に基づき、Ｄ社への支援を決定しました。また、金融機関による債権放棄を含む事業再生計画に全取引金融機関が同意したことから、支援スキームが成立しました。
- 一方で、Ｄ社の再生可能性をさらに高めるためには、新造船事業とともに造船業の両輪をなす修繕事業の再開が必要と判断した当行とＤ社は、東日本大震災事業者再生支援機構に対し支援を要請しました。
- 平成 24 年 11 月、東日本大震災事業者再生支援機構は、既存計画を元にＤ社・当行とともに新たな事業再生計画を策定し、修繕設備復旧資金 40 億円の出資等によるＤ社への支援を決定しました。
- 当行は、新たな事業再生計画において、Ｄ社に対する運転資金の貸出など、支援を継続していくことについて同意しており、平成 25 年 3 月から 4 月の間には新たに 1,000 百万円の運転資金を実行しております。また、当行から役職員 3 名をＤ社に派遣しており、人的な面からも支援を行っております。
- 当行は、今後とも地域の復興に向け最大限の支援を行うべく、Ｄ社の事業再生に向けた取組みを継続してまいります。

エ．金融支援の実施や宮城産業復興機構との連携等を活用した抜本的な事業再生支援の実施

・東日本大震災事業者再生支援機構を活用した支援

平成 24 年 2 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、被災した小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的な支援対象とし、債権買取りに加え、出融資や債務保証など、様々な支援機能を有する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が設立されております。

当行は、被災されたお取引先の再生支援をより円滑に進めるため、平成 24 年 5 月に、東日本大震災事業者再生支援機構と秘密保持契約を締結し、同機構との連携強化を図っております。

また、平成 24 年 10 月には、東日本大震災事業者再生支援機構の代表者を講師に招き、役員・本部部課長および営業店長を対象に同機構の制度等に関する説明会を実施しております。

さらに、当行では、小口与信先に対する同機構の活用検討にも継続して取り組んでおり、企業支援室の担当者が同機構の担当者を帯同して営業店を訪問し、事業再生を必要とするお取引先の掘り起こしを行う活動を行っております。

このような取組みの結果、平成 25 年 6 月末現在、同機構が債権買取り等による支援を決定した 213 先の内、当行で同機構を活用したお取引先は 54 先となっております。

また、同機構の活用に向けた相談を 96 先からお受けしており、内 50 先については、債権買取りに向けた具体的な協議を開始しております。

当行では同機構の活用提案にも取り組んでおり、引続き、同機構を有効に活用した事業再生に取り組んでまいります。

【取組事例№.５】　取引先に対する東日本大震災事業者再生支援機構の活用提案

- 宮城県沿岸部で生花販売を営んでいたＥは、津波により店舗や車輌を流出するなど、甚大な被害を受けました。
- 当行では、企業支援室の担当者が、東日本大震災事業者再生支援機構の担当者を帯同して被災地域の営業店を訪問し、債権買取機能を活用した事業再生を必要とする取引先の「掘り起こし活動」を行っておりますが、その中で、Ｅの再生支援には機構を活用することが最も適当であると把握しました。
- 事業再生にかかる営業店とＥの打合せの中で、当行から機構の活用について提案し、機構活用後も融資取引が可能であること等について説明を行った結果、Ｅは機構に支援を要請しました。
- 当行は、支援要請を受けて機構が作成したＥの事業計画に同意し、震災前からの貸出債権は機構に移転することとなりました。なお、当行では、債権移転後も新たな貸出を行う準備をしており、Ｅの事業再生に向けた支援を継続してまいります。

・宮城産業復興機構等を活用した支援

平成 23 年 12 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県および当行ほか宮城県内金融機関との共同出資により、宮城産業復興機構が設立されたほか、本機構の設立に先がけて、平成 23 年 11 月には、宮城県産業復興相談センターが設置され、震災の被害を受けられた事業者等からの事業再生に向けた相談業務が開始されております。

当行は、事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図る観点から、債権の買取りに限らず、多様な支援メニューを有している宮城県産業復興相談センターを有効に活用しております。

平成25年6月末現在､宮城産業復興機構による債権買取りが決定された42先の内、当行で同機構を活用したお取引先は 26 先となっております。

また、同機構の活用に向けた相談を 30 先からお受けしており、内 22 先については債権買取りに向けた具体的な協議を開始しております。

当行では同機構の活用提案にも取り組んでおり、さらに、宮城県産業復興相談センターと同様の機能をもつ、岩手県産業復興相談センターと福島県産業復興相談センターについても、有効活用に取り組んでおります。

【東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構の活用状況】　（単位：先）

	支援決定先（※）			
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年 4 月～6 月	累　計
東日本大震災事業者再生支援機構	0	46	8	54
産業復興機構	1	22	8	31
宮城産業復興機構 （宮城県産業復興相談センター）	1	17	8	26
岩手産業復興機構 （岩手県産業復興相談センター）	0	3	0	3
福島産業復興機構 （福島県産業復興相談センター）	0	2	0	2
合　計	1	68	16	85

※　各機構による債権買取り等の支援決定先

・ＤＤＳ（デット・デット・スワップ）、ＤＥＳ（デット・エクイティ・スワップ）の活用

震災によって過剰となった債務を劣後化もしくは株式化により実質的に圧縮するＤＤＳやＤＥＳは、事業者の財務状態あるいは信用状態を改善し、再建可能性を高める有効な手法であります。

ＤＤＳの導入により、当該取引先は資金繰りが安定し、事業再生に集中できる一方、当行にとっては、当該取引先に対する支援姿勢を協調融資行等に明示でき、再生可能性を高めることができるという効果が期待され、当行では、平成 25 年 5 月末迄に、1 先のお取引先に対してＤＤＳを導入しております。

また、平成 25 年 5 月末現在、3 先のお取引先について、ＤＤＳの活用可能性を検討しております。

一方で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等における債権買取り機能を活用した場合、当該取引先にとっては、長期の元金棚上げや金利負担の軽減等、資本性資金と同様の効果が得られることに加え、債権の買取りによって債務が減免されるケースがあり、ＤＤＳ・ＤＥＳよりも有効な再生支援策である場合もあります。

よって、お取引先が迅速な再生を果たしていけるよう、引続きＤＤＳ・ＤＥＳの導入が有効なお取引先を検討していくとともに、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用等、他の再生支援策との効果等を比較した上で、ＤＤＳ・ＤＥＳの活用を進めてまいります。

・復興支援ファンド（事業再生ファンド）の組成・活用

〔東日本大震災復興ファンド〕

当行は、平成 23 年 8 月に、東日本大震災の被災企業に対する復興支援を目的として、株式会社日本政策投資銀行と共同して東日本大震災復興ファンド（正式名称「みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立しております。

平成 25 年 5 月末現在、ファンドを通じて、6 先のお取引先に対し、劣後ローン等により合計 8 億円の資金供給が図られております。なお、2 先のお取引先について、導入を検討しております。

【取組事例№.６】東日本大震災復興ファンドにおける融資の実行

- 宮城県沿岸部でフカヒレやサメのすり身等の水産加工品を製造するＦ社は、津波により工場と事業所は流出し、長らく事業停止を余儀なくされましたが、平成 24 年 2 月に一部工場での生産を再開するなど、生産設備の復旧を進めてきました。この間、当行は設備復旧にかかる補助金受領までのつなぎ資金を実行するなど、Ｆ社を金融面から全面的に支援してまいりました。
- 生産設備の復旧が進展し仕入資金の調達が必要となった局面において、当行では、Ｆ社の財務安定性を高めつつ長期安定資金を供給するため、東日本大震災復興ファンドを通じ融資を実行しました。
- 現在、Ｆ社は震災前と同水準の生産体制を回復しており、地域産業の復興を牽引していくことが期待されております。

〔東日本大震災中小企業復興支援ファンド〕

当行は、平成 24 年 1 月に、大和企業投資株式会社と提携し、被災地域の未上場企業に対する資本性資金の供給（エクイティ投資）を通じ、被災地域の復興に貢献することを目的として、東日本大震災中小企業復興支援ファンド（正式名称「東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合」）を組成しております。

平成 25 年 5 月末現在、ファンドを通じて、2 先のお取引先に対し、転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）等により合計 5 億円の資金供給が図られております。なお、3 先のお取引先について、導入を検討しております。

・今後の事業継続が困難とみられるお取引先への支援

当行は、お取引先の事業再建の可能性をできる限り模索しつつも、場合によっては、これを断念せざるを得ないケースも視野に入れ、営業店と本部の連携や公的支援機関、外部専門家等の活用を図り、コンサルティング機能の発揮に努め、事業譲渡や会社分割等、お取引先の経営資源や資産の有効な活用等に向けたソリューションを適時適切に提供できるよう取り組んでおります。

オ．個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用

当行では、平成 23 年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用開始以降、受付体制の整備と制度の周知に積極的に努めてまいりました。

平成 24 年度は、津波等により甚大な被害を受けた地域で当行の住宅ローンをご利用いただいているお客さまの内、169 先に対して本部行員が電話によりガイドラインのご案内を実施するとともに、3,620 先に対してガイドラインのご案内書面とパンフレットを郵送しましたほか、津波等により被害を受けた地域以外の住宅ローン利用先の内、震災を理由に貸出条件の変更を行った 479 先に対してもガイドラインのご案内書面とパンフレットを郵送いたしました。

また、平成 24 年 11 月以降、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会や仙台弁護士会等とともに、宮城県および福島県で「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催しており、当行は 10 会場で共催いたしました。平成 25 年 5 月末迄の実績は、各会場の合計で約 900 名が来場し、359 件の個別相談を受け付けました。

さらに、営業店では、個人のお客さまから条件変更のご相談を受け付けた場合や、ご返済が滞っているお客さまとの面談時において、震災の影響を聴取するとともに、ガイドラインの説明を行うことを徹底しております。

このほか、研修会等を通じて、制度の周知および活用に向けた取組みを徹底しておりますほか、平成 25 年 4 月には、営業店長を対象とした制度の現況および今後の取組みに関する研修会を開催しております。

このような対応の結果、ガイドラインの運用開始から平成 25 年 6 月末迄の相談受付件数は 431 件、申出受付件数は 165 件、弁済計画案受付件数は 107 件となり、87 件の弁済計画案に同意しております。また、弁済計画案を受付し同意未了となっている 20 件につきましては、迅速な対応に努めております。

【ガイドライン対応実績】　（単位：件）

	23年度	24年度 上半期	24年度 下半期	25年 4月～6月	累　計
相談受付	105	102	192	32	431
窓　口	79	59	125	8	271
フリーダイヤル	15	29	38	0	82
その他	11	14	29	24	78
申出受付 （取下げ等）	23 (0)	36 (5)	65 (3)	41 (5)	165 (13)
弁済計画案受付	3	26	49	29	107
同　意 （成　立） 不同意	1 (0) 0	21 (19) 0	41 (28) 0	24 (26) 0	87 (73) 0

注．個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由した受付実績を含む。

震災発生から2年3カ月が経過した現在におきましても、防災集団移転促進事業等に伴う自宅の移転を控えたお客さまもいらっしゃるなど、被災された方のおかれた状況は様々であり、当行では、引続きお客さまへのガイドラインの周知に積極的に努めてまいります。また、ご相談を受付した際には、お客さまの状況をきめ細かく把握し、お客さまの状況に応じてガイドラインの利用を積極的に進めていくとともに、迅速な対応に努めてまいります。

【取組事例№.７】「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用

- 当行の住宅ローンを利用していたＧ氏は、震災により自宅が全壊し、仮設住宅に居住することとなりました。また、被災した勤務先によって解雇され、新たな勤務先で働き始めましたが、震災前と比較して収入が大幅に減少しました。
- Ｇ氏は、返済方法の見直し（条件変更）について相談するため当行に来店しました。その際、当行では、返済方法の見直し方法に関する提案とあわせて、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の制度について説明しました。また、その後も、制度の運用見直しがあった時など、定期的に当行からＧ氏に電話でご連絡し、今後の対応についてご相談をお受けいたしました。
- 当行との面談・説明を受け、Ｇ氏は、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用することが、自身の生活再建に最も有効であると考え、個人版私的整理ガイドライン運営委員会への相談を開始しました。
- Ｇ氏は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会や弁護士との間で相談を重ね、制度申請にかかる申出書を当行宛提出しました。その後、当行は受領した弁済計画案に対して同意し、その後、取引全金融機関の同意を得て計画は成立となりました。
- Ｇ氏は、計画成立を受けて震災前からの借入の負担が軽減され、生活再建に向けた一歩を踏み出すことができました。
- なお、当行では今後とも、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」をご利用されたお客さまと、ご預金・ご融資をはじめとする総合的なお取引を続けてまいります。

③資金供給手段の多様化

ア．中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用

東日本大震災により被災された中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されております。

当行は、震災により被害を受けたお客さまを、国や宮城県と一体となって支援するため、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」制度の取扱開始前から、地域のお客さまに対して、制度概要のご案内等を積極的に行ってまいりましたほか、取扱開始後は、補助金が交付されるまでのつなぎ資金や補助金では賄い切れない自己資金部分にあたる資金需要に対して積極的にお応えしているほか、補助金申請のサポート等も行っております。平成 25 年 5 月末現在の本件事業にかかるつなぎ資金の応需実績は 225 先、303 億円、自己資金部分にかかる資金への応需実績は 85 先、90 億円となっております。

なお、補助金申請のサポートを行う際は、営業店と本部が連携して計画策定等の支援を行うほか、中小企業基盤整備機構の「震災復興支援アドバイザー制度」を活用するなど、外部機関との連携により専門的なアドバイスを行っております。

その他、被災した水産業共同利用施設の早期復興を支援する「水産業共同利用施設復興整備事業」や、被災地域における農業生産の再開を図るための施設・機械等の共同利用を支援する「東日本大震災農業生産対策交付事業」などを活用し、復興に取り組むお客さまに対しても、つなぎ資金の需要にお応えするなど積極的な対応を行っております。

【取組事例№.８】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかるつなぎ資金と自己資金部分への貸出実行

- 宮城県沿岸部で水産物卸・加工業を営むH社は、津波により本社と加工場が水没し、鉄骨を残して流失しました。
- H社は、中小企業庁による「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を活用した本社・加工場の再建について検討を開始。当行は、計画段階から各種アドバイスを行い、補助金受領までのつなぎ資金を計 6 回実行するとともに、自己資金部分に対応する貸出を実行しました。
- 生産設備の復旧を受け、当行ではH社の販路再構築を支援するため、商談会の案内や各種情報の提供に取り組んでおります。

【取組事例№.９】水産業共同利用施設復興整備事業にかかる補助金のつなぎ資金の実行

- 宮城県沿岸部で冷凍魚の卸売や冷凍冷蔵業務を営むＩ社は、漁港環境の復旧に必要な冷蔵庫の新設を検討していました。
- 当行では、地域振興部と営業店が連携し、補助金申請に必要となる事業計画の策定支援を実施するとともに、中小企業基盤整備機構の「震災復興支援アドバイザー制度」を活用し、プレゼンテーションに関する指導を受けた結果、「水産業共同利用施設復興整備事業」の補助事業として採択されました。
- 補助事業採択を受け、当行では、補助金受領まで必要となるつなぎ資金の実行を予定しており、事業全体の進展を後押ししております。また、今回の支援をきっかけに、新規設備を活用した産学連携による製品開発等の相談をＩ社から受けており、連携機関の紹介等の準備を進めております。

イ．ＡＢＬ（動産担保融資）、私募債ならびに支払保証を活用した信用供与等の実施

当行は、金融仲介機能を十分に発揮する観点から、被災された皆さまの資金調達手段の多様化を図り、ＡＢＬや私募債の活用に積極的に取り組んでおります。ＡＢＬの活用状況等については、12～13 ページに、私募債の活用状況等については、14 ページに記載しております。

このほか、震災に伴うお取引先の信用力低下の補完や、市町村による災害復旧工事における公共工事履行保証のため、支払保証の活用による支援も行っております。

【取組事例№.10】被災企業の資金繰り安定化を目的とした支払承諾の実行

- 宮城県沿岸部で日本酒醸造等を営むＪ社は、津波により本社兼店舗が被災しました。
- 当行では、震災以降、定期的なコンタクトを重ね、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかるつなぎ資金の実行や、販路拡大に資する商談会の案内、当行ホームページにおける取引先紹介サイト「＜七十七＞食材セレクション」への掲載など、各種ソリューションの提供に努めてまいりました。
- リレーションが深まるなかで、仕入先に対して差し入れている保証金を保証書に切り換えることによって資金繰りの安定化を図るため、当行は、仕入債務にかかる支払承諾を実行し、保証書の発行を行いました。
- さらに、Ｊ社の運転資金ニーズに対応するため、当行は、日本酒の在庫を担保としたＡＢＬ（動産担保融資）を実行しており、金融・販路の両面からＪ社を積極的に支援しております。

ウ．農林水産業に対する取組強化

地域の震災からの復興のためには、宮城県の産業を支えている農林水産業の再生が必要不可欠との認識から、当行では、農林水産業に対する取組みを強化しております。

アグリビジネスを支援するため、農業経営アドバイザーの育成に努めており、平成25年5月末現在、資格取得者は19名となっております。

また、農林漁業者の身近なところで6次産業化推進のためのアドバイス等を行う実践者として農林水産省が任命する「ボランタリー・プランナー」に行員1名が任命されており、お取引先に対する各種アドバイスや情報発信に取り組んでいるほか、東北農政局が設置する「6次産業化サポートセンター」で受け付けた相談に対してアドバイス等を行う「6次産業化プランナー」に行員3名が選定されております。

農林漁業者の資金需要に対しては、震災前からの枠組みに加えて、平成23年11月に、公的保証機関である宮城県農業信用基金協会を活用した定型融資商品「７７アグリビジネスローン＜美の里＞」の取扱いや、宮城県からの利子補給等により実質無利子、無保証料となる特例措置を適用した「農業近代化資金（一般口）」の取扱いを開始しましたほか、平成24年4月には、七十七東日本大震災復興支援ローンに「農信基口」を追加しており、融資商品の充実によって推進体制を強化しております。

震災後、平成25年5月末迄に、宮城県農業信用基金協会保証付の融資の実績は21件、485百万円、宮城県漁業信用基金協会保証付の融資の実績は14件、521百万円となっております。

なお、平成25年4月には、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づく地域ファンド「東北6次産業化ブリッジファンド」（正式名称「東北6次産業化ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立しており、6次産業化に取り組む事業体に対する資金供給の枠組みを拡大しております。

【東北6次産業化ブリッジファンドのスキーム図】

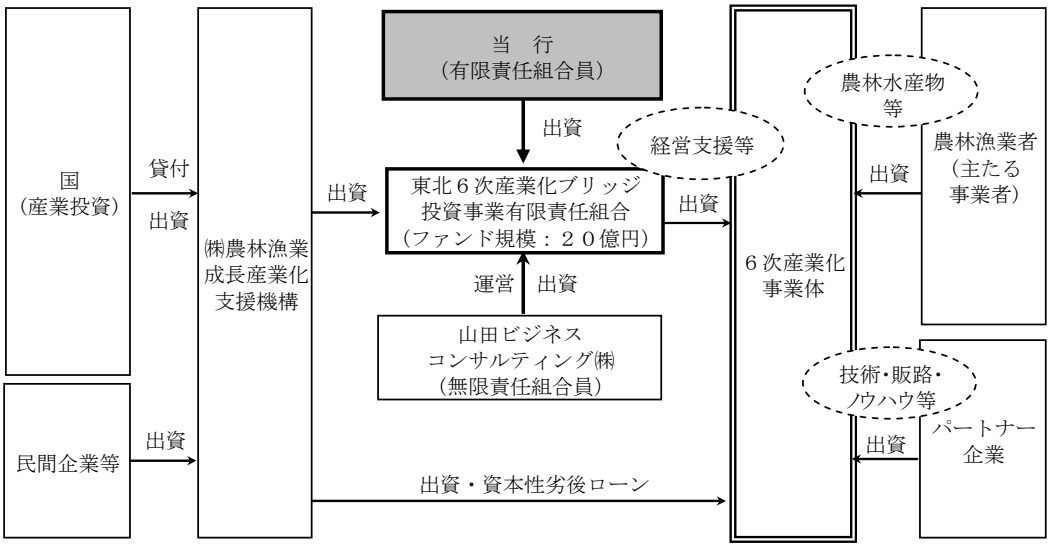

その他、農林漁業者の6次産業化を推進するための取組みとしては、平成24年8月に、農業関係機関等との連携による商談会「復興へ！TOHOKU FOOD EXPO 2012」を開催し、被災地3県から出展した農水産事業者や食品製造業者172社（うち当行取引先70社）が、来場した1,200名の国内外食品関連バイヤーに食材をＰＲしました。

また、平成 25 年 1 月には、野村アグリプランニング＆アドバイザリー株式会社との連携により「6 次産業経営力向上セミナー」を開催しており、96 名の農業経営者等にご参加いただき、6 次産業化を実践している農業生産法人による具体事例の発表等を行っております。

【取組事例№11】被災農家に対するビジネスマッチング支援

- Ｋ社は、津波によりビニールハウス等の生産設備を流失したイチゴ農家数名により、再度イチゴを生産することを目指して設立されました。
- 当行では、事業再建に向けてコンタクトを重ねるなか、当社にとって「販路の再構築」が最優先課題であると認識し、地元で有力な販路を持つ当行取引先の青果物卸売業者を紹介しました。
- 個別に商談を実施した結果、取引は成約し、Ｋ社は安定的な出荷先を得ることで事業再建に向けた第一歩を踏み出しました。
- また、当行では、「農業近代化資金（一般口）」によって設備資金を実行しており、金融・販路の両面からＫ社を支援しております。

ｃ．地域の復興に向けた取組み

①リレーション強化

ア．取引先訪問運動を通じた地域とのリレーション強化

当行では、平成 19 年から営業店行員による取引先訪問運動を展開しており、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要とされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供できるよう渉外活動を行っております。

取引先訪問運動の実施状況等については、16 ページに記載しております。

イ．営業支援部隊による情報営業の強化

営業支援部ソリューション営業課の営業支援部隊は、営業店における取引先訪問運動によるヒアリングや渉外支援・顧客管理システムに登録された情報等を通じて復旧・復興案件を発掘し、さらにお客さまを直接訪問してニーズを深掘りすることによって、専門性の高いソリューション営業を実践しております。

営業支援部隊の設置（平成 23 年 5 月）以降、平成 25 年 5 月末迄のお取引先訪問先数は、延べ 8,847 先、うち復興支援関連は 1,198 先となっております。

ウ．地域振興課による情報提供の強化

地域振興部地域振興課は、被災企業や進出企業、各自治体等を訪問・面談することにより、直接的にリレーションを構築しながら、各種補助事業にかかる申請のサポートや地域の復興計画に関する情報提供等を行っております。

震災後、平成 25 年 5 月末迄の復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ 968 件となっております。

②ソリューション営業の強化

ア．国内ビジネスマッチング

・日常の情報営業を活用したビジネスマッチング

当行では、震災以前より、地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献を目指し、営業店における日常の情報営業を活用したビジネスマッチングの推進に積極的に取り組み、お客さまの新たな販路や仕入先の開拓、事業拡大に資する営業情報の提供に努めております。

震災直後は、瓦礫撤去・建物修繕にかかる業者の紹介や、事業所の移転・再開にかかる土地・中古物件の情報提供など、復旧に向けた各種ニーズが高まる中、当行は、お客さまに対する情報提供を継続し、事業活動の支援に努めました。

また、当行が平成 25 年 3 月～4 月に実施した「県内企業動向調査」において、宮城県内の製造業で震災前の生産水準を回復した企業数は約 3 割となっているなど、被災企業が復興する過程において、商流の再構築や新たな取引先の開拓等が必要不可欠であることが鮮明となってきたことから、販売業者に留まらず、食品加工業者や広告デザイン企画業者等の付加価値を高める業者の紹介を含め、営業支援部隊を中心にビジネスマッチングへの取組みを強化しております。

・被災企業に対する個別商談機会の提供

当行では、被災した企業の販路再構築等を支援するため、お客さまに対して個別商談機会の提供に取り組んでおります。

平成 24 年 9 月から、お取引先である被災した水産加工業者と、イオングループとの個別商談を実施いたしました。

具体的には、当行の営業店・本部の担当者とイオングループの水産品仕入責任者が直接お取引先を訪問し、商談を行うとともに、商品開発等についての具体的なアドバイスを行いました。

平成 25 年 5 月末現在、個別商談の成果として、6 先が新たにイオングループに対する商品納入を開始しております。

【被災した水産加工業者とイオングループとの個別商談開催実績】

開催時期	支店名	取引先数	成約先数	備　考
平成 24 年 9 月	気仙沼支店	8	0	商談継続中 1 先
平成 24 年 9 月	内脇支店	7	3	商談継続中 1 先
平成 24 年 11 月	志津川支店	6	1	商談継続中 1 先
平成 24 年 12 月	女川支店	6	2	商談継続中 1 先
合　計	－	27	6	－

また、地域の復興支援に積極的に取り組んでいる宮城県内の私立学校に対して、被災企業の食材を使った復興支援を提案し、平成 25 年 2 月、被災した水産加工業者等 5 社と、同学校の給食業務受託事業者 3 社との個別商談を当行本店で行いました。

さらに、平成 25 年 4 月からは、仙台商工会議所等が販路回復・拡大支援事業の一環として主催する「売ります！買います！“伊達な商談会” ｉｎ ＳＥＮＤＡＩ」の開催に協力しており、お取引先の食品製造業者等に広くご案内し、バイヤーとの個別商談機会の提供を行っております。

・商談会の開催による販路拡大等の支援強化

当行では、お客さまの販路拡大等を支援するため、商談会の開催にも積極的に取り組んでおります。

平成 24 年 10 月には、地方銀行 39 行と合同で、東京ビッグサイトにて「地方銀行フードセレクション 2012」を開催いたしました。当日は 620 社（うち当行取引先 14 社）が出展し、来場した 1 万名以上の首都圏スーパー・百貨店・外食企業等のバイヤーへ食材をＰＲしました。



また、平成 24 年 11 月には、宮城県と連携して、山形市内において「がんばろう東北！おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会」を開催しました。当日は、79 社（うち当行取引先 27 社）の食品製造業者が参加し、来場した 63 社のバイヤーとの間で延べ 554 件の商談が行われました。

商談会の開催のほか、当行では、商談会にブースを出展すること等により、宮城県内の復興状況や観光等をＰＲする取組みも行っております。

平成 24 年 8 月と平成 25 年 5 月には、ＪＲ上野駅構内の地産品ショップ「のもの」において、宮城県・ＪＲ東日本グループと連携し、宮城県産品を販売・ＰＲするイベント「宮城のもの」を開催しており、各 3 週間の開催期間中、当行は行員を派遣し地元生産者等とともに宮城県産品をＰＲしました。

また、平成 24 年 11 月には、北陸の金融機関が開催した「第 8 回ＦＩＴネット商談会」（福井県）に参加しており、当日は 2,000 名を超える方が来場する中、宮城県の魅力をアピールいたしました。

【その他商談会への参加等／平成 24 年度】

開催時期／会場	内　容
平成 24 年 4 月／ 石巻グランドホテル	「復興応援商談会 in 石巻」の開催 ・　石巻地区の水産加工業者を中心に 50 社のお取引先が参加し、当行が首都圏から招聘した 20 社のバイヤーとの間で延べ 204 件の商談が行われました。
平成 24 年 6 月／ ホテルメトロポリタン仙台	「食材王国みやぎビジネス商談会」の開催 ・　宮城県の食品製造業者 69 社が参加し、県内外から来場したバイヤーに食材をＰＲ、個別商談会では仕入業者 52 社との間で延べ 521 件の商談が行われました。
平成 24 年 8 月／ 東京ビッグサイト	「復興へ！TOHOKU FOOD EXPO 2012」の開催 ・　被災地 3 県から農水産事業者や食品製造業者 172 社（うち当行取引先 70 社）が出展し、来場した 1,200 名の国内外食品関連バイヤーへ食材をＰＲしました。
平成 24 年 12 月／ 大阪国際会議場	「ビジネス・エンカレッジ・フェア 2012」への特別参加 ・　池田泉州ホールディングスと池田泉州銀行が主催する産学官連携のイベントにブースを設置し、約 6,500 名の方が来場する中、宮城県の企業立地優遇制度の説明や観光のＰＲ等を行いました。
平成 25 年 2 月／ 幕張メッセ	「第 10 回 Business Link 商賣繁盛 at MAKUHARI MESSE」への出展 ・　三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが開催した商談会にブースを設置し、約 7,000 名の方が来場する中、宮城県の企業立地優遇制度の説明や観光のＰＲ等を行いました。

・復興支援サイトの設置および復興支援カタログの作成



当行は、ホームページに「食」に関するお取引先紹介を実現するサイト「＜七十七＞食材セレクション」を平成22年9月に開設しておりますが、震災後、平成25年5月末迄に、復興支援サイトへの掲載企業を 34 先追加し、計115先のお取引先企業の販売拡大に役立てられております。平成24年度のアクセス件数は64,566件、前年度比5,678件の増加となっており、被災地の復興状況に対する関心の高さが伺えます。



また、平成24年4月には、お取引先の販路拡大を支援するため、公益社団法人宮城県物産振興協会の協力のもと、「宮城県産品カタログ『味や技はじめまして。』」を発行いたしました。カタログには、全国に自慢のできる「みやぎブランド」産品を多数掲載し、県内の観光施設などに配置しておりますほか、営業店でお客さまに配付しております。また、全国地方銀行協会加盟行64行のネットワークなども活用し、より多くの方々にご利用いただけるよう呼びかけております。発行から平成25年5月末迄に、計5,577個、13百万円の注文が寄せられております。

・産学官連携の活用

当行は、ビジネスマッチングの推進等のため、各種機関と連携を図り、地域活性化に向けた取組みを行っております。平成25年2月には、当行と国立大学法人東北大学との「連携協力に関する協定」に基づき、震災復興に向けた地域経済の活性化に資する取組みを行うため、取引先企業の技術力向上および若手エンジニアの育成支援を目的に大学の研究室を訪問する「七十七銀行・東北大学震災復興共同企画『東北大学ラボツアー』」を開催しました。技術課題の解決や新製品の開発に活かすため、2日間の開催で延べ43名の方が参加し、最先端の研究内容について説明を受けました。



また、東北財務局や東北経済産業局等とも連携のうえ、地域活性化に向けた取組みを行っており、平成24年8月には、被災地の復興および6次産業化推進のため、農水産事業者、食品製造業者等の生産品や製品を、国内および海外のバイヤーを通じて販路の開拓・拡大を行う「食」の展示商談会、「復興へ！TOHOKU FOOD EXPO 2012」を各機関と連携のうえ開催しております。

・北海道銀行との業務提携

当行は、平成 25 年 3 月、宮城県と北海道の交流支援の促進を趣旨とする業務提携を北海道銀行と締結しております。具体的には、各地域における取引先企業等の交流支援・情報支援を通じて、各々の地域経済の発展に寄与することを目的としており、ビジネスマッチング業務を含めた営業情報の紹介や、震災被災住民への商品・サービス等のサポートについて、相互に連携してまいります。

以上のとおり、ビジネスマッチングに向けた様々な取組みを行った結果、平成 23 年 4 月以降、平成 25 年 5 月迄のビジネスマッチング成約件数は 1,830 件となっております。

【国内ビジネスマッチングの成約状況】　（単位：件）

	23 年度	24 年度 上半期	24 年度 下半期	25 年 4 月～5 月	累計
ビジネスマッチング成約	1,030	331	366	103	1,830
うち農林水産関連	30	8	2	1	41
食材関連	16	6	2	0	24
うちものづくり関連	149	96	72	32	349
（震災関連）	(452)	(50)	(47)	(12)	(561)

イ．地方公共団体との連携強化

・地域の再生に向けた経済調査等の実施・活用

当行はこれまで、地域経済の成長・発展、あるいはお客さまの事業活動に資する各種情報提供を行うなど、地域の皆さまに対する調査機能を発揮してまいりました。

経済調査にかかる取組みとしては、平成 23 年 7 月に実施した、石巻市と気仙沼市の産業連関表（平成 17 年表）および震災に伴う経済的被害に関する推計調査に続き、平成 25 年 3 月には、南三陸町の産業再生支援の一環として、将来人口推計調査および就業構造調査を実施しております。

また、平成 25 年 2 月には、震災に関する記録の保存および今後の復興に資する情報提供を図るため、震災後の県内経済情勢や復興状況ならびに産業再生に向けたポイントを取りまとめた「東日本大震災後の宮城県の経済情勢と復興状況について～沿岸地域における産業の再生・発展のポイント～」を発刊いたしました。

情報提供にかかる取組みとしては、平成 24 年 11 月に「地方自治体向けセミナー」を開催し、地方公共団体職員の方など約 80 名に対して、産業・雇用再生への地方自治体の取組みなどについて、外部講師による講演等により情報提供を行いました。

そのほか、平成 24 年 11 月から、震災で宮城県外に避難している方のために、宮城県が発行する「みやぎ復興プレス」等の情報冊子を県外営業店のロビーに配置し、宮城県の震災復興関連情報を提供しております。

・復興プロジェクトへの参画

震災に伴い、地方公共団体等が主導するＰＰＰ・ＰＦＩの増加や、各種復興プロジェクト等に関連した資金需要の発生が見込まれることから、当行では、地方公共団体との関係を一層強化し、案件組成の段階から積極的に取り組んでおります。

ＰＦＩについては、平成 24 年 5 月、東松島市新学校給食センター整備運営事業に対するプロジェクトファイナンスを実行しております。

平成 25 年 3 月には「ＰＦＩ促進セミナー」を開催し、地方公共団体職員の方など約 100 名が参加するなか、ＰＦＩの概要や復興事業へのＰＦＩ活用例等について情報提供を行いました。

また、各種復興プロジェクトに対しても、検討を行う協議会に参画するとともに、積極的な資金供給を行っております。

【取組事例№12】大規模太陽光発電事業に対する融資の実行

- 当行は、宮城県沿岸部における地元企業等の出資により設立されたＳＰＣ（特別目的会社）のＬ社が行う大規模太陽光発電事業（メガソーラー事業）に対して、コ・アレンジャー（共同主幹事）として、プロジェクトファイナンスによるシンジケートローンを組成しました。
- 本事業は、津波浸水地域に近接する高台の休耕地において、大規模太陽光発電所を建設し、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用して電力会社に売電するというものであり、自治体が作成した「復興整備計画」で公表されている復興整備事業です。本格稼働すると一般家庭約 4,000 世帯を賄う発電量が見込まれ、地域資源を活かした環境エネルギー事業として注目されています。
- なお、当行では、シンジケートローンのほか、「ふるさと融資（※）」にかかる保証機関にもなっており、本事業を全力でサポートしています。

※ ふるさと融資（正式名称：地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間事業者の支援を目的に、地方公共団体が貸出を行い、民間金融機関が連帯保証人として参加する無利子融資制度

【取組事例№13】「木質バイオマス発電事業」に対する設備資金の実行

- M社は、気仙沼市の震災復興計画で掲げる再生可能エネルギー導入プロジェクトである「木質バイオマス発電事業」を実現するため設立されました。
- M社が計画した「木質バイオマス発電事業」は、これまで活用されていなかった地元の間伐材を木材チップに加工し、専用の発電所で燃焼させ発電するとともに、発電過程で発生する熱も地元企業に供給するというものです。

  本事業に伴い、林業等の関連産業で雇用創出が見込まれており、また、本事業では間伐材の購入額の半分を地域通貨（市内の仮設商店街等で使用可能）で支払うことから、地域経済を持続的に発展させる仕組みとして期待されております。
- 当行では、地域経済の再生と復興を目指す本計画を支援するため、発電設備導入資金を実行しました。

・有識者会議等への参加

当行では、各自治体における有識者会議等に委員を派遣し、復興特区制度による規制等の特例を受けるための推進計画の策定等に関わるなど、復興に向け人的な側面からも支援を継続しております。

また、震災からの地域経済の復興と先端技術産業の集積につながる、世界最大の素粒子物理学実験施設「国際リニアコライダー」（ＩＬＣ）を、東北地方に誘致するため宮城県や一般社団法人東北経済連合会等によって設立された「東北ＩＬＣ推進協議会」に、当行は平成 25 年 2 月から参加しております。

【当行が参加している主な有識者会議等】

仙台市復興推進協議会	石巻復興協働プロジェクト協議会
一般社団法人東松島みらいとし機構	農林漁業復旧・復興支援委員会
気仙沼市復興特区金融協議会	塩釜市復興推進計画地域協議会
大和町復興推進協議会	一般社団法人南三陸町福興まちづくり機構
南相馬市復興推進協議会	震災復興販路拡大支援事業企画委員会
みやぎ知と医療機器創生拠点推進協議会	次世代自動車イノベーション推進協議会

【取組事例№14】復興特区制度「復興特区支援利子補給金」を活用した融資の実行

- Ｎ社は、地域経済の活性化と雇用創出において中核的な役割を担う、東北地方を代表する大手医薬品卸業者です。
- 医薬品物流センターの被災を受け、効率的かつ安定供給が可能な新物流センターの取得を検討する中、国の復興特区制度の一つである「復興特区支援利子補給金制度（※）」を活用した資金調達の検討を開始しました。
- 当行は、「復興推進計画」の作成・実施等にかかる協議を行うために設立された「復興推進協議会」に入会し、物流センター建設地の自治体や他の金融機関等とともに「復興推進計画」について協議を行いました。同計画は国の認定を受け、当行は物流センター建設資金として利子補給金制度を活用した融資を実行しました。

※　復興特区支援利子補給金制度の概要

- 対 象 地 域：国が定める被災地域（岩手県、宮城県、福島県は全域が対象）
- 対象事業者：対象地域において設備投資を行う事業者
- 対 象 事 業：対象地域の震災復興に資する中核事業
- 対 象 融 資：3 億円以上の設備資金
- 利子補給率：年 0.7%以内（事業者へ貸付した日から起算して 5 年間支給）

・復旧・復興に伴う起債の引受け・販売

当行は、平成 24 年度に地方公共団体による起債の引受けを計 891 億円行っており、また、お客さまの地方債購入ニーズにお応えするため、計 112 億円の販売も行っております。引続き、当行は復旧・復興に伴う起債の引受け・販売に積極的に取り組んでまいります。

ウ．アジアビジネス支援強化

・海外ビジネス関連情報の提供

当行は、上海駐在員事務所の設置（平成 17 年）以降、中国・アジア地域を中心としたお取引先の海外ビジネスのチャンスを拡大する取組みとして、セミナー等を通じた海外ビジネス関連情報の提供に努めております。また、平成 23 年 3 月、市場国際部に「アジアビジネス支援室」を設置し、本部による営業支援活動を実施する中で、より踏み込んだニーズの把握にも努めております。

平成 24 年度は、海外ビジネス関連情報の提供にかかるセミナーを計 15 回（うち海外 2 回）開催し、多数のお客さまに参加いただいております。

また、平成 23 年 11 月からは、お取引先の海外進出や海外投資、貿易取引等多様化する海外ビジネスのニーズに対応するため、毎月 1 回、海外ビジネスに精通した専門家による個別相談会を当行本店で開催しております。平成 25 年 5 月末迄に 22 社のお取引先にご利用いただき、現地法人設立や資金調達等に関するご相談に対応しております。

さらに、宮城県大連事務所、上海、シンガポール、ニューヨーク等各地への人材・トレーニーの派遣を継続するほか、平成 24 年 9 月には、協力協定締結先であるバンコック銀行（タイ）に新規でトレーニーを派遣するなど、海外情報の収集・発信強化に努めております。

【海外ビジネス関連情報の提供にかかるセミナーの開催状況／平成 24 年度】

時　期	セミナー名	参加人数
平成 24 年 4 月	サービス産業の海外展開に関するセミナー（共催）	50 名
5 月	中国自動車産業に関するセミナー（共催）	90 名
5 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（第 1 回）（共催）	60 名
6 月	七十七海外ビジネス支援セミナー（主催）	100 名
6 月	製造業の中国ビジネスに関するセミナー（共催）	50 名
6 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（第 2 回）（共催）	50 名
7 月	中国華南地区実務セミナー（深セン）（共催）	25 名
8 月	農林水産物・食品輸出入門セミナー（第 3 回）（共催）	50 名
8 月	中国主要都市ビジネスセミナー（大連、青島、上海）（協力）	238 名
8 月	ロシアビジネスセミナー（共催）	40 名
9 月	インド自動車部品市場セミナー（共催）	25 名
10 月	海外ビジネス支援セミナー（後援）	60 名
11 月	製造業におけるアジアビジネスセミナー（共催）	50 名
平成 25 年 1 月	国内外の知的財産権に関するセミナー（共催）	60 名
2 月	インドネシア投資環境セミナー（主催）	70 名

・海外ビジネスマッチング

当行は、お取引先の販路拡大、震災後の風評被害の払拭、調達先の多様化、コスト低減等を目的とした海外ビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。

平成 24 年 12 月には、中国深セン市において、地方銀行等 9 団体共催による製造業関連の海外ビジネスマッチング商談会「日中ものづくり商談会@深セン 2012」を開催いたしました。本商談会には、当行取引先 8 社を含む日系企業 121 社が参加し、中国での部材調達や販路開拓などを目的に、来場した中国企業約 1,200 社との間で、延べ 3,100 件の商談が行われました。



また、平成 25 年 1 月には、香港において、宮城県と連携し、日本食品への風評被害払拭および海外販路開拓の後押しを目的とした食品関連のビジネスマッチング商談会「食品ビジネス商談会 in 香港 2013」を開催しており、参加した当行取引先 10 社に対して、当行の協力協定締結先である「香港貿易発展局」協力の下、参加企業のニーズに合致するバイヤーを招聘した結果、延べ 95 件の商談が行われました。

さらに、当行では商談会以外でもお取引先の海外ビジネスマッチングに取り組んでおり、上海駐在員事務所による個別商談機会の提供や、宮城県大連事務所等のトレーニー派遣先からの個別商談にかかる情報提供を行っております。

【その他主な海外ビジネス支援の実績／平成 24 年度】

時期／場所	内　容
平成 24 年 5 月／タイ	「タイ投資環境視察・個別商談会」の開催 ・　当行取引先 6 社、7 名参加し、現地工業団地等を複数視察したほか、タイ投資委員会が事前に設定したマッチング対象企業との個別商談を行いました。
平成 24 年 9 月／中国	「日中ものづくり商談会@上海 2012」の開催 ・　地方銀行、自治体等 39 団体との共催により開催した、製造業関連の海外ビジネスマッチング商談会であり、中国での部材調達や販路開拓等を目的に、当行取引先 11 社を含む日系企業 582 社が参加しました。
平成 25 年 3 月／中国	「上海ビジネス交流会 2013」の開催 ・　取引先同士のビジネスマッチングや情報交換等の交流の機会を提供するため、当行と地方銀行 4 行との共催により開催したものであり、当行取引先 25 社を含む 211 社が参加し、延べ 136 件の個別商談が行われました。

【取組事例№15】海外ビジネスにかかる支援

- タイに現地法人を持つ電子機械器具製造業者のＯ社は、現地法人への増資を検討しておりました。
- 当行では、アジアビジネス支援室やバンコック銀行に派遣中の当行トレーニーから情報提供を行うとともに、宮城県信用保証協会の「海外投資関連保証制度」を活用し、増資資金として融資を実行いたしました。
- また、「経営革新等支援機関」の枠組みを活用した、日本政策金融公庫による資本性資金の導入を提案するなど、幅広い支援ツールをＯ社に提供しております。

・海外機関等との連携の活用

当行では、お客さまの海外ビジネス支援を強化するため、海外機関等との連携強化を進めております。

平成 24 年 11 月には、お取引先のインドネシアでのビジネスを支援するため、インドネシア第 4 位の商業銀行であるバンクネガラインドネシアと、現地通貨建て融資の支援や専門家紹介、現地情報の提供に関する協力協定を締結いたしました。

また、平成 25 年 2 月には、お取引先のインドでのビジネスを支援するため、インド最大手の商業銀行であるインドステイト銀行と、インドにおける預金口座開設支援や専門家紹介、現地情報の提供に関する業務提携を行いました。

【海外ビジネスに関する提携状況（平成 25 年 5 月末現在)】

提携時期	提　携　先	内　　容
平成22年11月	香港貿易発展局	香港における食品関連を中心としたビジネスマッチング支援
平成23年 2月	宮城県	宮城県大連事務所との連携による中国ビジネス支援
平成23年 4月	バンコック銀行	タイ現地通貨建て融資支援、専門家紹介、現地情報等の提供
平成23年 6月	DBJ アジア金融支援センター	アジア各国に関する各種ビジネス相談、現地情報等の提供
平成23年 8月	ファクトリーネットワークチャイナ	中国製造業者とのマッチング、市場調査等のサービス提供
平成23年12月	日本貿易保険	貿易・海外投資にかかるリスク軽減をはかる保険商品の提供
平成24年 1月	日本通運 仙台支店	国際物流に関する専門的ノウハウ、情報等の提供
平成24年 4月	東北経済連合会	東経連中国事務所との連携による情報提供やマッチング支援
平成24年11月	バンクネガラインドネシア	現地通貨建て融資支援、専門家紹介、現地情報等の提供
平成25年 2月	インドステイト銀行	インドでの預金口座開設支援、専門家紹介、現地情報等の提供
平成25年 4月	㈱セコム	海外のセキュリティに関するコンサルティングの提供等
平成25年 4月	綜合警備保障㈱	海外のセキュリティに関するコンサルティングの提供等

・宮城県との連携を活用した中国ビジネス支援および観光ＰＲの推進

当行は、宮城県の産業活性化や地域の企業の海外ビジネスの推進に寄与するため、中国ビジネスを行う企業に対して連携・協力して支援を行う「中国ビジネス支援に関する協力協定」を宮城県と締結しており、平成 24 年度は、宮城県が主催する各種セミナーへの共催参加を計 10 回行っております。

また、平成 25 年 3 月には、中国上海市で開催された「桜祭り in 上海 2013」において、宮城県の出展ブースの運営を当行上海駐在員事務所が協力し、来場した中国人の富裕層など約 1,500 名に対して宮城県の観光や食品のＰＲを行いました。

エ．事業承継・相続相談

震災を契機として、お客さまの事業承継に関する支援ニーズは高まっております。当行では、ソリューション営業課に相談業務専担者を2名配置し、本部のマネーアドバイザー10名も活用のうえ対応しております。平成24年度における実績は以下のとおりです。

・自社株評価を活用した事業承継スキームを174件提案した結果、3件成約しております。

業　種	内　容
土木工事業	持株会社を利用した事業承継スキームを提案し、株式買取にかかる資金ニーズ433百万円に応需しました。
木箱製造業	オーナーが所有する会社事務所の底地を会社で買い取るスキームを提案し、土地買取にかかる資金ニーズ60百万円に応需しました。
不動産賃貸業	事業承継・相続対策提案によりリレーションを強化、アパートローン306百万円に応需するとともに継続して各種情報を提供しております。

・外部専門機関等を活用した事業承継支援を100件提案した結果、1件成約しております。

業　種	内　容
金属加工業	事業の多角化を検討していたお客さまから、後継者不在に悩む同業者のM&Aについて相談を受け、各種アドバイスを行い、株式買取にかかる資金ニーズ140百万円に応需しました。

・震災に伴う親子の相次相続、同時死亡による相続人不在のケースなど、複雑な相続相談等に関する「七十七『相続』相談ホットライン」（本部専担者による対応）での対応実績は584件となっております。

オ．情報提供、外部への講師派遣

・復興支援にかかるセミナーの開催

過去に例のない規模の被害をもたらした震災からの復興には、多くの知識や情報が不可欠であることを踏まえ、お取引先の復興を側面から支援するため、当行は復興支援にかかる各種セミナーを開催しております。

平成24年3月1日から4月30日迄、当行ほか宮城県内金融機関および東北財務局等が参加する「宮城県震災復興金融協議会」が中心となり「復興へ 頑張ろう！みやぎ 金融応援キャンペーン」を実施し、協議会の構成機関等が合同で「復興へ 頑張ろう！みやぎ 金融応援セミナー」を開催しました。セミナーでは、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や二重債務問題に関する支援措置等について説明を行いました。

また、平成24年10月、株式会社損害保険ジャパンとの共催により「企業リスクマネジメントセミナー」を開催し、企業の災害に備えた防災対策やＢＣＰ（事業継続計画）策定のポイントについて講演を行い、50社の方にご参加いただきました。

このほか、平成24年11月以降、被災者の生活再建を目的として、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会および仙台弁護士会等とともに宮城県・福島県で「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催し、制度の説明および個別相談会を行っております。

・講師派遣

当行では、地域の皆さまの企業経営・社員教育に貢献するため、各種セミナー、研修会を開催するとともに、お取引先の希望するテーマに関する研修等への講師派遣を行っております。平成 24 年度は、地域振興部の行員が震災後の宮城県の経済情勢と今後の見通しなどに関する講演を23回行い、1,680名の方に参加いただきましたほか、挨拶・電話応対等社員教育に関する研修会を開催し、延べ 14 先、427 名のお取引先に参加いただきました。また、平成 25 年 4 月には、新入社員研修会を県内 5 地域で開催し、取引先企業 105 社から 493 名の方に参加いただきました。

ｄ．地域の復興支援に取り組む人材の資質向上に向けた方策

当行では、地域の復興支援のため、震災で被災されたお客さまの状況を十分把握し、ニーズに最適なソリューションを提供し、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成・目利き力の向上に向け取り組んでおります。なお、平成 24 年 4 月にスタートした中期経営計画「『未来への力（ＰＯＷＥＲ）』～再生と進化の 36 カ月～」における重点施策のなかに「人材育成への投資拡充」を掲げております。

〔平成 24 年度下半期の実績〕

・金融円滑化推進、コンサルティング機能の発揮に向けた行員の一層の意識高揚を促すため、営業店業績表彰制度において、金融円滑化推進管理への取組状況の評価内容を拡大しました。また、顧客ニーズの多様化への対応を進める観点から、新たに個人表彰を行うことといたしました。

・事業性貸出の基本の習得と実務能力の向上を図るため、県内 13 地域において地域の融資担当職位者が塾長として若手の融資・渉外担当者の育成を行う行内私塾「セブン塾」を開催するなど、9 コースの金融円滑化に関連する研修会を開催し、計 208 名が受講しております。

・お客さまの抱える経営課題を把握し、最適なソリューションを提案する力を強化するために平成 24 年度から新設した「コンサルティング能力向上研修会」を開催するなど、6 コースのコンサルティング関連の研修会を開催し、計 234 名が受講しております。

・金融円滑化の推進およびコンサルティング機能の発揮に向けた行員等の自学自習を支援するため、7 コースの行員向け休日セミナーを開催し、計 786 名が受講しております。また、25 コースの通信講座を計 2,066 名が受講しており、特に、震災で被災した企業の事業を踏まえた支援およびコンサルティングの考え方等を習得する「震災復興支援コース」については、424 名が受講しております。

・営業支援部、地域振興部よりコンサルティング機能発揮にかかる好事例を全行向けに随時発信（計 30 回）しており、行内への浸透・徹底を図っております。

〔平成 25 年度上半期の取組み〕

・営業店融資担当者の基本知識習得と実務能力向上のため、審査部の担当者による営業店訪問や電話等によって、継続的に個別指導する取組みを平成 25 年 4 月から開始いたしました。また、新たに導入したテレビ会議システムも活用し、タイムリーで効率的な指導を行っております。

・営業店による取引先支援強化のため、公的機関等の外部講師または地域振興部の担当者が講師となり、営業店毎に震災復興および地域振興施策に関する研修会を開催する取組みを、平成 25 年 5 月から開始いたしました。

・業務遂行力の強化および得意分野の育成を図る観点から、行員個々人の自己啓発に対する積極的な取組みを促すとともに、行内における人材育成に取組む風土の醸成を図るため、自己啓発にかかる取組みをポイント化し、優れた取組みの部店を表彰する「自己啓発推進運動」を開始いたしました。

【研修会／金融円滑化関連（平成 24 年度下半期）】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
審査部トレーニー（担当者）	2 日間	1	5
審査部トレーニー（金融円滑化）	2 日間	1	14
審査部トレーニー（信用格付）	1 日間	1	13
案件審査スキルアップ研修会	2 日間	2	19
融資新任副長研修会	1 日間	1	11
融資新任者研修会	4 日間	1	14
支店長研修会（新任）	2 日間	1	24
次長研修会（新任）	2 日間	1	24
行内私塾「セブン塾」	6 カ月間	随時	84
合計（9 コース）			208

【研修会／コンサルティング関連（平成 24 年度下半期）】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
法人渉外担当者等育成プログラム	3 カ月間	1	8
ＭＡカレッジ	4 カ月間	3	30
コンサルティング能力向上研修会	3 カ月間	1	17
貿易実務研修会	1 日間	1	10
新入行員研修会	1 年間	1	87
大卒２年目研修会	2 日間	1	82
合計（6 コース）			234

【行員向け休日セミナー（平成 24 年度下半期）】

セミナー名	開催時期	内　　容	受講者数（名）
復興状況を踏まえたマーケットセミナー	平成 24 年 10 月	震災からの復興状況と日本経済および株式市場の現状の見通し	89
法人融資実践セミナー	平成 24 年 10 月 平成 25 年　1 月	法人営業推進の心得と実践力の習得	57
マーケットセミナー	平成 25 年　1 月	マーケット環境の現状と見通し	151
事業承継セミナー	平成 25 年　2 月	事業承継対策のポイント	127
融資基礎力習得セミナー	平成 25 年　2 月	決算書の読み方と資金需要の掴み方	78
平成 25 年度税制改正のポイント	平成 25 年　2 月	税制改正の内容および相続・事業承継対策の基本的アプローチ	141
震災復興関連セミナー	平成 25 年　3 月	震災復興の現状と復興関連施策への理解	143
合計（7 コース）			786

（３）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

Ａ．創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

ａ．創業・新事業支援の状況

被災地域では、勤務先が廃業したお客さまが自ら開業する動きや、被災した農林漁業者が集まり農業生産法人を設立する動きがあり、当行では、宮城県における創業・新事業関連融資制度等を活用した積極的な資金供給を実施しております。また、技術・アイデア面に優位性を有する企業に対しては、東北大学や東北経済連合会等の外部支援機関への紹介を通じたハンズオン支援を行うなど、投融資以外の面からも支援を実施しております。

平成 24 年度は、投融資以外の面からの支援も含めた支援実績が 86 件（内、平成 24 年度下半期：55 件）となっており、うち創業・新事業支援融資を実行した実績は 72 件、融資金額は 367 百万円（内、平成 24 年度下半期：43 件、213 百万円）となっております。

ｂ．宮城県への企業進出に伴う創業・新事業支援への取組み

宮城県および県内 34 市町村は、東日本大震災の復興特区制度を活用して、自動車関連産業、高度電子機械産業などの分野において、ものづくり産業の集積を図るべく、「民間投資促進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。また、宮城県内の市町村において、企業の新規立地や被災者の雇用促進のため、農業や観光関連産業等の「民間投資促進特区」を個別に申請し、復興庁の認定を受けております。こうした動きもみられるなか、当行では、地域経済活性化を図るため、地域振興部を中心に本部・営業店が一体となって、進出企業等との取引を進めるとともに創業・新事業の開拓に取り組んでおります。

ｃ．自動車・半導体産業関連の集積を踏まえた店舗の設置

宮城県北部から岩手県南部は、自動車・半導体関連産業の集積が進行し、経済交流の進展が期待されております。当行は、進出企業等に関連するお客さまの支援強化を図るとともに、進出企業等に係わる起業・新事業に向けた地域の皆さまの取組み支援により地域経済の活性化を図るため、平成 24 年 6 月、岩手県北上市に北上支店を新設いたしました。

ｄ．公益財団法人七十七ビジネス振興財団による支援

当行は、宮城県の産業振興と経済発展への貢献を目的として公益財団法人七十七ビジネス振興財団を設立し、その運営を支えております。

七十七ビジネス振興財団では、地域の活性化に貢献している企業や起業家の表彰事業を行っており、平成 24 年 11 月に、震災により工場が被災したものの、避難所への製品無償提供などで被災者支援に取り組んでいる食品製造業者を含む計 7 社の表彰を行いました。

また、平成 25 年 2 月には「『起業家セミナー』～夢の実現に向けて～」と題し、起業を志している方向けのセミナー（参加：40 名）を開催いたしました。

Ｂ．経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

ａ．本部による支援活動の強化

当行では、お客さまの金融ニーズが多様化、高度化してきていることを踏まえ、本部渉外人員を配置し、顧客とのリレーション強化およびコンサルティング機能の発揮に努めております。ソリューション営業課、地域振興課、国際業務課、アジアビジネス支援室の本部行員が、お客さまの求める金融ニーズに応じ、各種ソリューションを提供しております。

ｂ．医療・介護分野等の成長分野の推進体制強化

宮城県は、医療従事者の配置基準緩和等により被災した医療機関の再開を促進するため、東日本大震災の復興特区制度を活用して「保健・医療・福祉復興推進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。

当行では、ソリューション営業課の医療・介護分野推進専担者に、一般財団法人日本医療経営実践協会が実施する「医療経営士３級」の資格認定試験合格者３名を配置するなど、医療・介護分野の推進体制強化に努めております。

ｃ．商工会議所との連携

当行は、地域金融機関として地元取引先企業の経営相談ニーズへの支援強化の観点から、県内商工会議所および宮城県商工会連合会との提携を行っており、提携商工会議所等の会員向けに、特定の融資商品の金利優遇を通じた支援を行っております。平成 24 年度下半期の実績は、８件、76 百万円となっております。

ｄ．「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」の活用

当行は、中小・中堅建設企業の経営戦略実現を支援するため、国土交通省と一般財団法人建設業振興基金が展開する「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」を活用するため、平成 24 年９月、同省および同基金とパートナー協定を締結いたしました。

建設業のお取引先が抱える経営上の課題に対応する新たな支援手段として、建設業に精通した中小企業診断士等の経営相談を受けることができる、本事業の積極的な活用提案を行っております。

Ｃ．早期の事業再生に資する方策の進捗状況

当行は、地元企業の業績回復による地域経済の活性化を目的として、企業の活力を十分に発揮できていないお取引先企業に対して経営改善計画の策定支援に取り組むなど、ランクアップ活動を実施しております。平成 24 年度のランクアップ先数は 299 先となっております。

Ｄ．事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは高まっており、当行では、本部担当者による支援活動を実施しております。平成 24 年 11 月には、「＜七十七＞事業承継セミナー」を開催しており、ご出席いただいた 80 名の方に対して、資産承継・事業承継対策のポイントについての情報提供を行っております。また、事業承継支援策の一つであるＭ＆Ａに精通した人材を育成するため、平成 25 年 3 月迄に、一般社団法人金融財政事情研究会が開催した「Ｍ＆Ａシニアエキスパート養成スクール」を行員 3 名が受講し、同資格の認定試験に合格しております。自社株評価および外部専門機関等を活用した事業承継支援の状況等については、40 ページに記載しております。

３．剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続していくことを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用いております。

平成 25 年 3 月期につきましては、与信関係費用が減少したことなどから、単体経常利益は増益となりました。銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続していくという基本方針を踏まえまして、前期と同水準の配当を行うとともに、内部留保の積上げを図っております。

今後とも、震災により甚大な被害を受けながらも事業や生活の再建を図るお客さまに対する着実な支援等を行いつつ、震災からの復旧・復興に向けた取組みの推進により収益力を強化し、内部留保の充実を図ってまいります。

また、劣後ローンによる借入については、約定に従った利息を支払いますほか、当行を支えていただいております株主の皆さまにも安定的な配当を実施してまいります。

なお、東日本大震災前の水準以上の自己資本を確保し、更に想定される今後のリスクにも十分対応可能な健全性を確保することができる利益剰余金が積み上がった場合には、公的資金の早期返済を目指してまいります。

【当期純利益および利益剰余金残高の推移】　（単位：百万円）

	24/3 期 実　績	24/9 期 実　績	25/3 期 実　績	25/9 期 見通し	26/3 期 見通し	26/9 期 見通し	27/3 期 見通し
当期純利益	10,597	4,096	12,161	6,500	13,000	6,750	13,500
利益剰余金	256,172	258,957	265,713	270,900	276,100	281,550	287,000

４．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（１）経営管理にかかる体制

当行は、従来、取締役会の機能強化や社外監査役を含めた監査体制の強化、コンプライアンス体制、リスク管理体制の充実など、経営管理組織の整備を経営上の優先課題として位置づけております。

取締役会は、経営上の重要事項に係わる意思決定を図るとともに、常務会を設置し、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行っております。なお、平成 25 年 6 月開催の定時株主総会を経て、新任の社外取締役 1 名が就任しております。

また、当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会につきましては、監査役 5 名のうち過半数の 3 名を社外監査役とし、監査役監査の独立性を高め、取締役会への出席・意見陳述等を通じ有効性・適法性を確保しております。

なお、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、国内証券取引所の規程を参考とし、職務を適切に遂行できることを基本的な考え方として選任しております。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制といたしましては、取締役会において定めた「法令等遵守方針」および「リスク管理基本方針」により、コンプライアンスに係わる取組姿勢の明確化・実効性の確保、当行の安定的・永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

また、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの整備に努めております。

Ａ．取締役会

取締役会は、原則として毎月 1 回開催されております。取締役会では、法定決議事項の決議が行われるほか、取締役会規定に定める報告事項および決議事項に基づき、重要な業務執行について報告を受けるとともに、協議や決議を行っております。また、取締役会には常勤監査役および非常勤監査役も出席し、必要があると認めたときは意見を述べることとなっております。

なお、当行では、経営環境の変化へより迅速に対応できる経営体制の構築等を目的として、取締役の任期を 1 年とし経営体制の一層の強化を図っております。

Ｂ．常務会

常務会は、原則毎週 1 回開催されております。常務会では、常務会運営規定に基づき、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行うほか、方針・規定等で定められた事項等について報告が行われております。また、常務会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることができることとなっております。

Ｃ．役員部長連絡会

役員部長連絡会は、原則毎週 1 回開催されております。役員部長連絡会では、役員部長連絡会運営規定に基づき、規定等で定められた事項のほか、業務運営・各種施策に係わる現状分析、進捗状況、課題等、ＰＤＣＡを実践する観点からの諸報告が行われております。また、役員部長連絡会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べることができることとなっております。

Ｄ．監査役会

監査役会は、原則として毎月１回開催されております。社外監査役は、財務・会計、法令、企業統治等について専門的な知見を有し、公正・独立な立場で業務執行の妥当性等を監視する役割を担っております。また、代表取締役との定期的会合等の機会を通じ、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

なお、社外監査役のサポート体制として、コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人をおき、その使用人は、監査役の指示に従い、その職務を行うものとしております。また、社外監査役に対する情報伝達の徹底のため、監査役監査基準において常勤監査役と他の監査役との情報共有に関する事項を定め、適時、情報の共有化を図っております。

Ｅ．内部監査体制

当行は、内部監査部門として監査部を設置しております。その業務および権限については、取締役会によって承認された組織規定に定められているほか、内部監査方針に基づき、金融円滑化推進管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢および各種リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価するとともに、発見された問題点について、被監査部署が必要に応じて改善を行い、その状況を監査部が確認する態勢となっております。監査部の独立性、監査員の権限、被監査部署の義務等は、監査規定において規定しており、内部監査結果を踏まえて策定される内部監査計画に基づき、実効性のある内部監査を実施することにより、内部監査機能を十分発揮できる態勢を構築しております。また、監査部は、効果的な内部監査を実施するため監査役と緊密な連係を保っております。

なお、内部監査結果については、毎月取締役会および役員部長連絡会で報告されているほか、代表取締役にも都度報告されており、特に経営に重大な影響が認められる問題点については随時報告されております。

Ｆ．外部監査体制

会計監査人による外部監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

（２）各種リスク管理の状況

Ａ．リスク管理体制

当行は、リスク管理体制の充実を経営上の優先課題として位置づけており、リスク管理の基本的な運営方針である「リスク管理の基本方針」を定め、各リスクのリスク管理部署等の組織と役割ならびにリスク管理の内容等を明確化し、当行の安定的かつ永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

リスク管理部署については、統合的リスク管理はリスク統轄部が行うほか、各リスクについては、リスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクに分類し、それぞれの担当部が管理しております。

Ｂ．統合的リスク管理

当行は、統合的リスク管理の基本方針である「統合的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、経営の健全性を高める観点から、直面するリスクに関して、それぞれのリスク毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理態勢を構築するとともに、リスク計量技術の高度化等のリスク管理方法の向上を図っております。

統合的リスク管理の具体的枠組みとしては、自己資本（Ｔｉｅｒ１）の範囲内でリスクの種類毎にリスク資本予算を部門（国内業務部門、資金証券部門等）に配賦し、各部門のリスク量を配賦額の範囲内にコントロールすることでリスクの総体を抑えながらリターンを高める「リスク資本管理」を行っております。また、リスク資本管理は、リスクテイクに見合った収益が確保されているかのリスク･リターン分析、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価等にも活用しております。

Ｃ．信用リスク管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」および信用リスク管理にかかる各種規定等を定め、信用リスク管理を重視した業務運営に資するため、資産の健全性確保のための基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。また、信用リスク管理の適切性の維持・改善を図るため、信用リスク管理の根幹である信用格付制度の整備、および信用格付制度の活用による信用リスク管理の高度化を目指した管理手法等の構築に取り組んでおります。

信用リスク管理にかかる組織としては、営業推進部門等からの独立性と牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の信用リスクの評価、コントロール等を行う信用リスク管理部署としてリスク統轄部、適切な審査・管理、問題債権の管理等を行う審査管理部署として審査部を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理の高度化への取組みとしては、信用格付制度において統計モデルを導入するとともに、信用リスク量は、統合収益管理において信用コストとしてプライシングへの活用、リスク資本の配賦およびストレステストにおいて自己資本充実度評価への活用を図っております。また、信用集中リスクの管理においては、特定の与信先（グループ）への過度な与信集中を回避するため、信用格付毎に管理基準額を定めたうえで与信集中を抑制しているほか、クレジット･リミットとして与信限度額を設定しております。さらに、外部情報の収集・活用により、与信先の急激な経営環境の変化等を事前に察知し、適切な対応策を講じる予兆管理の強化に取り組んでおります。

震災の影響による貸出資産の劣化およびデフォルト先の増加等に備え、与信先の実態把握と経営改善支援等を通じて信用リスク管理を一層強化するとともに、震災の信用リスクへの影響を適切に反映し評価するため、信用格付制度の整備・検証およびパラメータ推計・検証等を積み重ねながら、ＰＤＣＡサイクルの実践による信用リスク管理の高度化に努めております。また、二重債務問題については、震災からの復興および地域経済の活性化に向けて最優先で取り組むべき課題と認識しており、被災された事業者に対しては公的機関による債権買取りスキームを、また、個人に対しては「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を積極的に周知し活用するなど、適切に対応しております。

Ｄ．市場リスク管理

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」および市場リスク管理にかかる各種規定等を定め、市場リスク管理を重視した業務運営に資するため、市場リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理にかかる組織としては、市場取引における牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の市場リスクの評価、コントロール等を行う市場リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、業務運営部署である資金証券部と事務管理部署である市場国際部を分離するとともに、資金証券部内にはリスク統轄部の所属員を駐在させ市場リスク管理の実効性を確保しております。

リスク統轄部は、上記の各種規定等に基づき、市場ＶａＲ等により当行全体の市場リスク量を計測・分析するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や業務の特性に応じて設定したポジション枠や損失限度枠等の遵守状況を日々モニタリングしており、モニタリング結果は、日次でリスク統轄部の業務担当役員、月次でＡＬＭ・収益管理委員会等に報告しております。なお、ポジション枠や損失限度枠等を超過した場合は、速やかに対応策を策定のうえ、ＡＬＭ・収益管理委員会や常務会等で対応を協議するなど早期の対応を図る体制としております。また、先行きの金利や株価等の予測に基づく有価証券の評価損益等のシミュレーション、市場ＶａＲのバックテスティングを月次で実施しているほか、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価を四半期毎に実施し、ＡＬＭ・収益管理委員会等に報告しております。

市場リスク管理の高度化への取組みとしては、震災以降の預金流入に伴い有価証券残高が急増する中、金利リスクを的確に捉えるため、経済統計指標および投資家の売買動向をモニタリングするなど、予兆管理を強化しております。

Ｅ．その他リスク管理

ａ．流動性リスク管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」および流動性リスク管理にかかる各種規定等を定め、安定的な資金繰り運営に資するため、流動性リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法について明確化し、厳正な管理を行っております。また、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」や「決済リスクにかかる緊急時対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応が行えるような体制を整備しております。

流動性リスク管理にかかる組織としては、牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の日々の資金繰り管理および資金や証券の受渡管理を行う資金繰り管理部署および決済の管理部署として市場国際部、資金繰り管理部署および決済の管理部署の統轄、当行全体の流動性リスクの把握、モニタリング等を行う流動性リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、流動性リスク管理の実効性を確保しております。

資金繰り管理では、資金繰りリスクにかかる限度枠として最低限確保すべき手元流動性の額を設定し、その状況を日々モニタリングするとともに、日次または月次の資金繰り見通しの作成、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等を行っております。決済の管理では、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況および他の金融機関等との間で行う決済の状況について管理を行っております。リスク管理では、預金・貸出金計画の実績との乖離状況やストレス状況を含めた資金ギャップ分析などを行っております。さらに、各管理の状況については、月次でＡＬＭ・収益管理委員会等に報告しております。

ｂ．オペレーショナル・リスク管理

当行は、オペレーショナル・リスク管理に関する基本方針である「オペレーショナル・リスク管理方針」およびオペレーショナル・リスク管理にかかる各種規定等を定め、適切なリスク管理に資するため、リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

オペレーショナル・リスクは、損失の発生原因などから「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「アウトソーシングに伴うリスク」および「災害等偶発事態発生によるリスク」の８つに分類し、各リスクの管理部署において適切なリスク管理を行っております。各リスクの管理部署は、事務リスクは事務管理部、システムリスクはシステム部、法務リスクはコンプライアンス統轄部、人的リスクは人事部、有形資産リスクは総務部、風評リスクはリスク統轄部、アウトソーシングに伴うリスクは事務管理部およびシステム部、災害等偶発事態発生によるリスクは総務部、事務管理部およびシステム部となっております。

リスク統轄部は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、当行全体のオペレーショナル・リスクの総合的評価、モニタリング等を行い、各リスク管理部署は、リスクを評価、モニタリングするために、損失情報等の収集・分析、商品・業務等に内在するリスクを特定・認識し、リスク管理の有効性やリスクが顕在化する可能性について自己評価等を行っております。自己評価後の再発防止策などの評価結果や損失の発生状況等については、半期毎および必要に応じて役員部長連絡会や常務会等へ報告しております。

なお、オペレーショナル・リスク管理態勢の整備に努めた結果、自己資本比率の算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出方法について、従来の「基礎的手法」よりも高度な管理態勢が求められる「粗利益配分手法」を平成 25 年 3 月末から採用しております。今後につきましても、適切なオペレーショナル・リスク管理を行っていくため、管理手法の高度化に取り組んでまいります。

①事務リスク管理

当行は、事務管理体制、監査体制の充実強化が事務リスク管理上の重要課題と捉え、事務リスク管理の基本方針である「事務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事務ミス等の発生状況や損失情報等の収集、事務ミス等の発生原因の分析・評価を行い、必要に応じて事務手続の見直しや営業店に対する注意喚起の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

事務管理面では、正確・迅速な事務処理体制の向上を図るため、事務管理部による臨店指導の実施、研修会の開催などを行っております。また、監査部による総合監査についても、内部監査機能の充実・強化を図り、事務処理状況の点検にとどまらず、事務リスクを含めたリスク管理態勢を総合的に監査しております。

②システムリスク管理

当行は、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と捉え、システムリスク管理の基本方針である「システムリスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、システムの障害・不備、システムの不正使用にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じてバックアップ機の設置、ネットワークの二重化の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

システムの安全性確保に向けた取組みとして、電算センター（泉センター）には、「三次元免震床」を採用し、また、オフサイトバックアップシステムを確保するなど天災・人災等に備えた万全のセキュリティシステムを構築しております。

さらに、システム・データ保護に関する規定等を整備し、全役職員に対し周知徹底するとともに、その遵守状況については監査部が定期的に監査を行っております。特に個人データについては、個人情報の保護に関する法律の基本理念に従いつつ、「個人データ管理基準」を制定し、適切な管理を行っております。

平成 24 年 10 月には、システム障害発生時の対応態勢を強化する観点から「システム障害対策本部規定」を制定しており、今後とも必要に応じ適切な対応を行ってまいります。

なお、当行では、ＩＴコストの削減等の観点から、株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北海道銀行によるシステム共同化グループ「ＭＥＪＡＲ」に、平成 28 年 1 月から共同利用行として新たに参画いたしますが、安全かつ円滑なシステム移行を行うため、適切な管理を行ってまいります。

③法務リスク管理

当行は、法令等の遵守状況が十分でないこと、および取引の法律関係に不備・不確実な部分があることにより損失を被る法務リスクの管理について、その基本方針である「法務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事故・苦情等にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。また、法令等遵守態勢の整備・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会の下部機関として「コンプライアンス部会」および本部各部および営業店に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令等遵守に係わる事項に関する情報の共有・意見交換等を行うとともに、注意喚起および教育・啓蒙を実施しております。

④人的リスク管理

当行は、人事労務上の問題等に起因して損失を被る人的リスクの管理について、その基本方針である「人的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、専門的な技術・知識の特定の行員等への集中、行員等の傷病による職場離脱および行員等の中途退職にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

専門的な技術・知識の特定の行員等への集中状況にかかる対応としては、所属部署内でのＯＪＴ・ジョブローテーションを通じた代替者育成による互換性の向上に努めております。行員等の健康管理については保健師等による巡回健康相談を実施するほか、各種研修会を通してメンタルヘルス関連の講義を実施するなど、心身両面からの健康管理対策を推進しております。

⑤有形資産リスク管理

当行は、災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被る有形資産リスクの管理について、その基本方針である「有形資産リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、有形資産の洗い出し、建物の耐震診断、自家発電設備の設置状況等停電対策の評価等を行い、必要に応じて建替および改修工事計画等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

有形資産については、取得、賃借の開始等の変動が発生した都度、ならびに年度毎および必要に応じて、「有形資産リスク評価シート」により、耐震性、停電対策の適切性、セキュリティー対策の適切性、老朽化対策の適切性の観点からリスクの評価を行っております。

⑥風評リスク管理

当行は、市場や顧客の間における事実と異なる風評によって損失を被る風評リスクの管理について、その基本方針である「風評リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、風評情報の収集や風評内容の評価を行うなど適切な管理を行っております。マスコミやインターネット等において風評の発生が確認された場合は、必要に応じて、風評リスクの回避や削減のため、「事実と異なる風評の否定」、「事実の公表」、「事実と異なる風評の発信源の特定および法的措置」等の対応策を講じ、迅速かつ適切な対応により事態の収拾・沈静化を図ることとしております。

⑦アウトソーシングに伴うリスク管理

当行は、外部に委託した業務に関して、委託先において事務ミスやシステムトラブル等が発生し、当行または当行の顧客が不測の損失を被るアウトソーシングに伴うリスクの管理について、その基本方針である「アウトソーシングに伴うリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、リスクの発生源が当行から委託先に振替わるなどの特性を踏まえた適切な管理を実施しております。

アウトソーシング先の選定に際しては、「アウトソーシング先の評価にかかるチェックリスト」により、アウトソーシング先の安全性・信頼性等の評価を行ったうえで業務委託契約を締結しているほか、委託後においても、定期的もしくは必要に応じ、「アウトソーシングにかかる点検報告書」に基づく業務委託契約の実施状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果、業務委託契約の実施状況等に懸念が生じた場合は、改善指導、アウトソーシング先の変更等の対応を行っております。

⑧災害等偶発事態発生によるリスク管理

当行は、災害等偶発事態発生により業務に支障をきたし、損失を被る災害等偶発事態発生によるリスクの管理について、その基本方針である「災害等偶発事態発生によるリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、災害等偶発事態発生にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じて災害等の緊急時に対応した訓練の実施やリスクの削減に資する防犯・防災設備および機器等の設置等の対策を講じるなど適切な管理を行っております。

地震、風水害等の自然災害については気象庁等が公表する統計データ等の情報、火災、各種犯罪等の人的災害については消防庁および警察庁等が公表する統計データ等の情報を定期的および必要に応じて収集し、災害の規模および発生地域等から業務への影響を分析しております。

Ｆ．業務継続体制の整備

当行では、大規模地震や風水害、新型インフルエンザ、またはシステム障害等の緊急事態発生時における基本的な行動原則を明確にするため「災害等緊急時対応プラン」を制定しております。「災害等緊急時対応プラン」には、当行が不慮の災害等により損害を被り、銀行業務が通常どおり果たせなくなった場合においても、金融機能の維持の観点から必要最低限の業務を継続するため、あるいは早期に再開・復旧をはかるために必要な「業務継続計画」を定めており、業務継続体制の整備に努めております。

東日本大震災では、予見をはるかに超える被害を受けたことを踏まえ、平成 24 年 4 月、想定するリスクおよび被害を東日本大震災規模に引き上げたうえで見直しを図り、地域における金融機能を維持できるよう、業務継続体制の一層の強化を図りました。

また、平成 25 年 3 月には、大規模災害の発生時における業務継続のバックアップおよび行員の安全等を確保する観点から、山形銀行と災害時における相互協力に関する協定を締結しており、被災した銀行からの要請に基づき、人員の派遣、物資等の供出および施設の提供を行うこととしております。

その他、「災害等緊急時対応プラン」の実効性を確認するため、定期的な災害訓練や業務継続訓練を実施しております。